

エスディージーズ
北海道SDGs推進ビジョン
(案)



2018 (平成30) 年 12 月

北海道

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 1 | ビジョンの基本的な考え方 | 1 |
| (1) | 策定の趣旨 | 1 |
| (2) | ビジョンの位置付け | 2 |
| (3) | 目標年 | 3 |
| (4) | SDGsの概要等 | 3 |
| ① | SDGsの概要及び動向 | 3 |
| ② | SDGsの推進に期待される効果 | 6 |
| ③ | SDGsへのアプローチ手法 | 8 |
| 2 | 北海道を取り巻く状況 | 11 |
| (1) | 北海道の現状・課題 | 11 |
| ① | 生活・安心 | 11 |
| ・ | 健康・福祉 | 11 |
| ・ | 環境 | 15 |
| ・ | 安全・安心 | 18 |
| ・ | 防災 | 19 |
| ② | 経済・産業 | 21 |
| ・ | 農林水産業 | 21 |
| ・ | 地域産業と研究開発 | 23 |
| ・ | 中小・小規模企業 | 24 |
| ・ | エネルギー | 25 |
| ・ | 観光 | 26 |
| ・ | 雇用 | 27 |
| ③ | 人・地域 | 29 |
| ・ | 地域 | 29 |
| ・ | 教育 | 31 |
| ・ | 男女平等参画・女性の活躍 | 32 |
| ・ | 文化 | 34 |
| ・ | インフラ | 34 |
| (2) | 世界に誇れる北海道の価値と強み | 37 |
| ① | 魅力となる雪や寒さ | 37 |
| ② | アジア・ロシアとの近さなど地理的優位性 | 37 |
| ③ | 厳しい自然条件などの下で培われた優れた技術 | 39 |
| ④ | 優れた自然環境・豊かな水資源と森林 | 40 |
| ⑤ | 広大な土地・3つの海を背景とした高い食料供給力 | 42 |
| ⑥ | 豊富で多様なエネルギー資源 | 43 |
| ⑦ | 多様性に富む地域 | 44 |
| ⑧ | 独自の歴史・文化 | 45 |

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 3 | 北海道のめざす姿と優先課題・対応方向 | 47 |
| | (1) めざす姿 | 47 |
| | (2) 優先課題と対応方向 | 48 |
| | ①優先課題 | 48 |
| | ②優先課題ごとの対応方向 | 51 |
| | I あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成 | 52 |
| | i 医療・保健・福祉の充実 | 52 |
| | ii 平和な社会づくりの推進 | 55 |
| | iii 人々が互いに尊重し合う社会づくりの推進 | 56 |
| | iv 災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮 | 57 |
| | v 安心して働ける環境づくりの推進 | 60 |
| | II 環境・エネルギー先進地「北海道」の実現 | 62 |
| | i 豊かな自然と生物多様性の保全の推進 | 62 |
| | ii 地球環境保全の推進 | 64 |
| | iii 持続可能な生産と消費の推進 | 66 |
| | III 北海道の価値と強みを活かした持続可能な経済成長 | 67 |
| | i 持続可能な農林水産業の推進 | 67 |
| | ii 地域産業の創造やイノベーションの創出 | 70 |
| | iii 中小・小規模企業の振興 | 72 |
| | iv 海外成長力の取り込みや多彩な地域資源の活用による持続的な経済の発展 | 73 |
| | IV 未来を担う人づくり | 75 |
| | i 子ども・青少年の確かな成長を支える環境づくりの推進 | 75 |
| | ii 地域や産業を担う人材の育成・確保 | 78 |
| | iii 男女平等参画・女性が活躍できる社会づくりの推進 | 80 |
| | V 持続可能で個性あふれる地域づくり | 81 |
| | i 様々な連携で支え合う地域づくりの推進 | 81 |
| | ii 北海道独自の歴史・文化の継承やスポーツの振興 | 83 |
| | iii 国際協力や多文化共生の推進 | 85 |
| | iv 社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進 | 86 |
| 4 | ビジョンの推進 | 88 |
| | (1) 各主体の取組 | 88 |
| | (2) 推進手法 | 89 |
| | (3) 推進管理 | 90 |
| | 附属資料 | 92 |
| | 策定経過 | 92 |
| | 【参考】「2 北海道を取り巻く状況」ゴール別索引 | 95 |
| | 用語解説 | 96 |

1 ビジョンの基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

北海道は今、急速に進行する人口減少や高齢化、道民の安全・安心を揺るがす大規模自然災害の発生など、地域の存続に関わる課題に直面しています。また、グローバル化や高度情報化の進展に加え、資源・エネルギー事情の変化は、私たちの日々の暮らしや産業活動などに大きな影響を与えています。

一方で、北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に恵まれ、安全・安心な食をはじめ、豊富で多様なエネルギー資源や、アイヌ文化、縄文遺跡群といった独自の歴史や文化を持ち、他の地域には見られない、本道ならではの強みや価値を有しています。

今、国際社会では、かけがえのない地球環境を守り、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、国連で採択された「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」を共通の指針として掲げ、その実現に向けた取組が広がっています。

2018年に、私達が暮らすこの地が「北海道」と命名されてから150年という節目を迎えた中、これから先の50年、100年後に向け、地域創生の成果を確かなものとし、世界の中で北海道の存在感を高め、世界とともに歩む持続可能な地域づくりを進めていくために、SDGsの達成に向けた取組の積極的な推進（以下「SDGsの推進」という。）が重要となっています。

SDGsの推進に当たっては、その理念や意義について道民の皆様の理解が広がり、公共セクターと民間セクターの垣根を越え、自治体や企業、団体・NPO、教育・研究機関など広範で多様な主体が連携しながら、幅広い分野や地域で様々な取組が展開されることが欠かせません。

このため、道民の皆様がSDGsについて考え、自らの行動につなげていくための指針として、「北海道SDGs推進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、SDGsのゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示すとともに、本ビジョンを道民の皆様と共有しながら、道内におけるSDGsの主流化^{*}や多様な主体が連携・協働した取組を促進し、北海道全体でSDGsの推進を図っていきます。

※ 「持続可能な開発」とは ※外務省ホームページから抜粋

「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことを言う。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである。

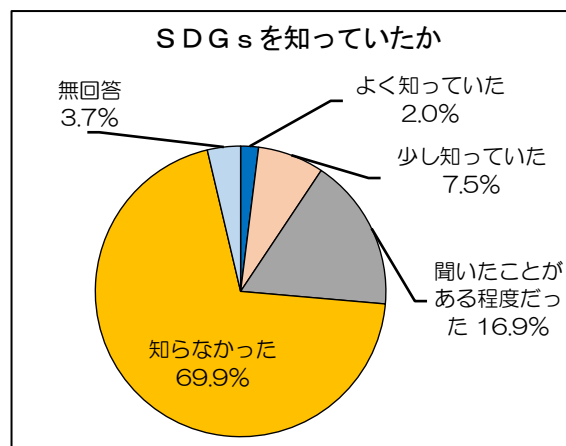
※ SDGsの主流化

それぞれの主体が次の観点に立って行動していくこと

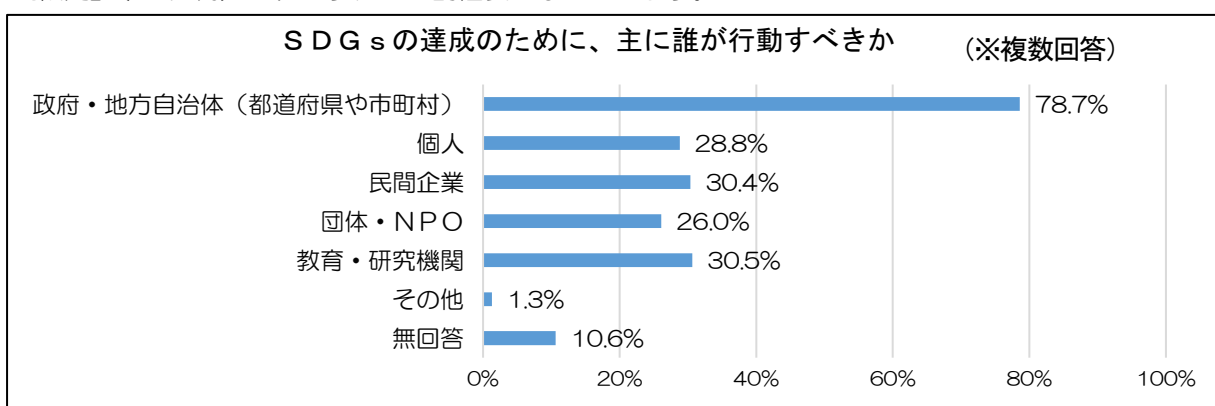
- ① 自らの行動に当たって、SDGsの要素を最大限反映する（自治体であれば総合計画や方針等、企業であれば経営計画等の策定や改訂に反映、道民であれば日常生活においてSDGsを意識して行動する など）
- ② SDGsの達成に向けて、各主体が相互に連携し横断的な取組を推進していく
- ③ 取組に必要な財源の確保に努める

<SDGsに関する道民の認知度等>

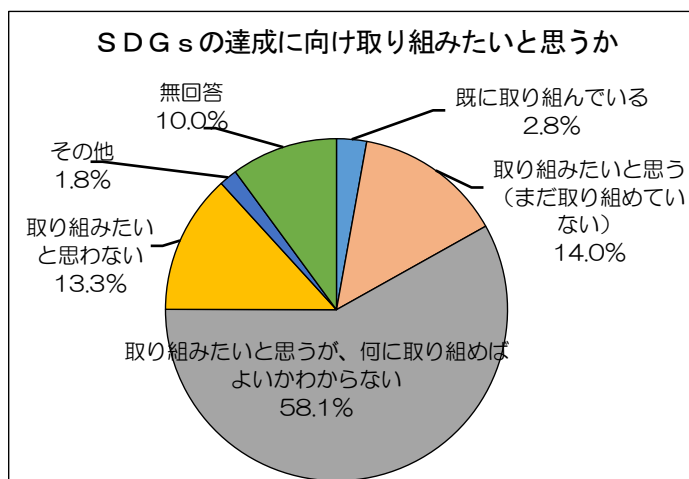
平成30年度道民意識調査では、SDGsについて、約7割の方が「知らなかった」（69.9%）と回答されており、「よく知っていた」（2.0%）、「少し知っていた」（7.5%）と回答された方は約1割となっています。



SDGsの達成のために主に行動すべき主体については、約8割の方が「政府・地方自治体」（78.7%）と回答されており、「個人」（28.8%）、「民間企業」（30.4%）、「団体・NPO」（26.0%）、「教育・研究機関」（30.5%）は、いずれも3割程度となっています。



SDGsの達成に向けた取組への意向については、既に取り組んでいる方及び取り組みたいと思う方が7割以上と多いものの、「取り組みたいと思うが、何に取組めばよいかわからない」（58.1%）と回答された方が最も多くなっています。



(2) ビジョンの位置付け

- ・ ビジョンは、本道におけるSDGsの推進のため、SDGsの理念や意義、本道の「めざす姿」や優先課題・対応方向、推進手法などを示すものであり、道内の多様な主体が互いに共有する基本的な指針とします。
- ・ ビジョンを通じ、各主体がSDGsという「共通のものさし」を持ちながら、それぞれの活動においてSDGsの主流化に取り組むとともに、連携・協働した取組を促進するなど、道内で積極的な取組が展開されるためのガイドラインとして活用していきます。

(3) 目標年

ビジョンの目標年は、SDGsを掲げている、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダの目標年である2030年とします。

(4) SDGsの概要等

① SDGsの概要及び動向

2015年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」という。）が全会一致で採択され、その中核として17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGsは2000年に採択された「MDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）」の理念を取り込みつつ新たに策定されたものです。MDGsが主に開発途上国における目標を前面に出していたのに対し、SDGsは先進国を含む全ての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として、貧困の撲滅など、誰一人取り残さない、包摂的な世界の実現を目指すことを理念に掲げています。

2030アジェンダでは、特に、「脆弱な人々」として、子供、若者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民を挙げ、これらの人々への取組を求めるほか、すべての人の人権と基本的な自由の尊重が重要であることや、ジェンダー*平等の実現、ジェンダー*の視点の主流化などがSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠であることが示されています。

また、持続可能な開発を目指す上で重要とされる三つの側面、すなわち経済、社会、環境の統合を目指すことがうたわれています。

SDGsに法的拘束力はありませんが、既に先進国と開発途上国を問わず、国際社会では、かけがえのない地球環境を守り、多様性と包摂性のある社会の実現に向け、その達成に向けた取組が広がっています。

<SDGsのロゴマーク>



<SDGsのゴール(目標)>

| | |
|-------|--|
| ゴール1 | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| ゴール2 | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| ゴール3 | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| ゴール4 | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
| ゴール5 | ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |
| ゴール6 | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| ゴール7 | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
| ゴール8 | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する |
| ゴール9 | 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| ゴール10 | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
| ゴール11 | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| ゴール12 | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| ゴール13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| ゴール14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| ゴール15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性*の損失を阻止する |
| ゴール16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| ゴール17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

■2030 アジェンダの理念について

SDGsを掲げる2030アジェンダの「前文」では、以下のとおり記載されています。

「(前文) このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものである。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱(レジリエント)な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。」

■「5つのP」について

2030アジェンダでは、SDGsによって、今後、行動を促していく極めて重要な分野として以下の5つを掲げています。

人間(People)：あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球(Planet)：地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄(Prosperity)：すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和(Peace)：恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育てていくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ(Partnership)：強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別な焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するために必要とされる手段を動員することを決意する。



引用：国際連合広報センターホームページ「SDGsを広めたい・教えたい方のための「虎の巻」資料」より

■「誰一人取り残さない」について

2030 アジェンダの「宣言」では、以下のとおり記載されています。

「(誰一人取り残さない) この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。」

日本国内においては、国が2016年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」(本部長:内閣総理大臣)を設置し、また、2016年12月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、この中でSDGs実施に当たっての「ビジョン」やビジョン達成に向けた8つの「優先課題」、5つの「実施のための主要原則」などを掲げています。

<国の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要>

| 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要 | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● ビジョン:「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」 ● 実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任 ● フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。 | |
| 【8つの優先課題と具体的施策】 | |
| <p>①あらゆる人々の活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実 | <p>②健康・長寿の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応 |
| <p>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市 | <p>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進 |
| <p>⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築 | <p>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源 |
| <p>⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進 | <p>⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援 |

<「実施のための主要原則」の概要>

| | |
|-----------|--|
| ①普遍性 | 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。 |
| ②包摂性 | 国内実施、国際協力のあらゆる課題への取組において、脆弱な立場におかれた人々(子供、若者、障害者等)にも焦点を当てる。また、あらゆる取組において常に人権の尊重と、ジェンダー*平等の実現及びジェンダー*の視点の主流化といった視点を確保し施策に反映する。 |
| ③参画型 | あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、全員参加型で取り組む。 |
| ④統合性 | 経済・社会・環境の三分野の全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む。 |
| ⑤透明性と説明責任 | 政府の取組の実施状況について高い透明性を確保して定期的に評価、公表し、説明責任を果たす。また、新たな施策の立案や修正に当たっては公表された評価の結果を踏まえて行う。 |

また、2017年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」において、SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進することが重要と位置付けられるとともに、2020年の成果目標として「都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合：30%」が設定されています。

このほか、国が、SDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する「地方創生に向けた自治体SDGs推進事業」において、2018年6月に全国で29自治体、道内からは北海道、札幌市、二セコ町、下川町の4自治体が「SDGs未来都市」に選定されています。

② SDGsの推進に期待される効果

SDGsの多様な目標に取り組む意義として根本にあるのは、人類及び地球の「持続可能性（サステナビリティ）」であり、これはあらゆる主体の存続や発展にとって重要な要素であるといえます。

ここでは、私たちが暮らす地域におけるSDGsの推進に期待される効果等について、「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ（自治体SDGs推進のための有識者検討会、2017年11月）や、「すべての企業が持続的に発展するために－持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド－」（環境省、2018年6月）などを参考に、次のとおり整理しました。

地域創生の推進（魅力あるまちづくりの推進）

SDGsは世界共通のものさしであるため、これを活用することにより、住民、行政、企業、団体、NPOなど多様な主体における政策目標の理解が進展し、連携が促進されることによって、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりや地域の活性化、くらしの基盤の維持・再生が図られ、地域創生が推進されることが期待されます。

また、SDGsというものさしで地域の状況を客観的に分析することによって、地域の魅力や強み、課題を把握し、これを踏まえた取組を進めることによって、地域の一層の発展を図ることができます。



独自性のある魅力的なまちづくりを行うことによって、地域のブランディングや課題解決が進むほか、地域に対する住民の誇りの醸成や連帯感の向上といった効果が期待できます。

QOL（Quality of Life：生活の質）の向上

住民のQOLの向上のためには、短期的に見た生活サービス機能の向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりを進めていくことが必要です。



SDGsのゴールやターゲットを活用することで、中長期の視点から持続可能なまちづくりのビジョンや具体的な活動目標を構築することが可能になり、これらが地域の多様な主体に共有され、これに沿った取組が進められることによって、QOLの向上につながることを期待されます。また、QOLの高い地域は魅力が高く、移住や定住を促進するといった効果も期待できます。

ビジネスチャンスの拡大や企業の持続可能性の向上

金融の分野では、投資家が環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資が拡大しています。

二酸化炭素排出量抑制の取組や社員のワーク・ライフ・バランス*など、環境や社会に対する企業の取組が一層評価される時代となる中、SDGsの達成に向けて取り組むことは、こうした分野での取組を重視しつつあるグローバルな投資家の評価基準に対し、企業が遅れを取らずに国際的な市場における地位を維持するためにも極めて重要であるとともに、新たな投資につながることを期待できるほか、今後、ビジネスにおける取引条件になる可能性もあり、持続可能な経営を行う戦略として活用することも期待できます。

また、企業がバランスの取れたSDGsへの取組を継続し、これをアピールすることで、企業イメージの向上や地域での信頼獲得、多様性に富んだ人材の確保や従業員の労働意欲の向上、生産性の向上などにもつながることが期待できます。

このほか、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までになかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながることも期待できます。

■ ESG投資に関する動向

「すべての企業が持続的に発展するために — 持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド —」(環境省、2018年6月)では、日本の年金積立金の管理及び運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が、2017年にESG投資に1兆円規模の投入を決めたことが紹介されています。金融の分野では、持続可能な経営を行う戦略として、環境問題や社会問題を経営に取り入れることが重視されてきています。

国内外の多様な主体との連携やパートナーシップの推進

SDGsでは、様々な主体の連携とパートナーシップの主流化が強うたわれており、多様な主体が連携を図りながら、それぞれの所掌範囲や役割を分担し、緊密なパートナーシップの下で取組を進めていくことが重要です。こうしたプロセスを通じて、地域が活性化していくことが期待されます。

世界には、日本で解決された課題が大きな問題として残されている国や地域があります。既に日本の自治体や企業、団体・NGO等は様々な国際協力を行っており、その経験やソリューションを世界の共通言語とも言えるSDGsを通じて発信することで、これを必要とする世界の国や地域に協力するきっかけになります。また、日本から海外への知見の移転だけでなく、SDGsを通じて各国間で課題や問題意識を共有し、相互に学び、同時並行で課題解決に取り組み、アドバイスし合うことによって、海外での取組から日本の課題解決につながる示唆が得られるなど、世界が抱えるSDGsの課題を的確に認識し、協力して解決策を考えていくことは、次のイノベーションを生み出す原動力になることが期待されます。



国内外への魅力の発信

SDGsは、先進国にも開発途上国にも利用される普遍性のあるグローバルなゴールです。この世界共通のものさしを用いることで、地域で実現した魅力的で先進的な取組等を国内外、特に海外に、より効果的かつスムーズに発信することが可能になるものと期待されます。

③ SDGsへのアプローチ手法

SDGsの推進に当たっては、各主体の日々の活動の中にSDGsの要素を取り込んでいくことが重要ですが、日々の活動は、分野もスケールも様々であるため、SDGsへの関わり方も取り組み方も多様なものとなることが想定されます。

このため、“自らの活動とSDGsとの関連性”について考え、活動を柔軟にとらえ直していく必要があります。そこで、SDGsへの様々なアプローチ手法について、次のとおり整理しました。

自らの活動と関連付けたSDGsの行動

SDGsは「目標」が掲げられ、達成の「ルール」は自ら決めるという点で従来の計画とは異なるものです。

例えば、地球温暖化対策の「京都議定書*」では、目標は、1990年比6%削減（日本）と数値で明確化され、その達成のルールは、①排出量削減、②森林吸収（3.8%まで）、③京都メカニズム（クリーン開発、排出量取引、共同実施）と限定されていました。

一方、SDGsでは、17のゴールも、その下の169のターゲットも、目標が掲げられていますが、達成のルールは決められていません。*

各主体の活動に応じて、優先的に取り組むSDGsの内容も対応方法も様々であるため、SDGsに掲げたゴール、ターゲットを自らの活動と関連付けながら、やや緩い概念でとらえ直すなど、柔軟な発想で、それぞれが自らの取組を振り返りながら、具体的な行動につなげていくことが重要です。

※ SDGsのターゲットの下に232の指標（インデックス）が提案されていますが、これは「あくまで国際レベルでの進捗を測るもの」として提案され「各国における優先事項、置かれている状況は大きく異なるため、必ずしもすべてのSDGs指標を使う必要はない」とされており、また指標そのものに目標値は設定されていません。

経済、社会、環境をめぐる広範な取組

SDGsには、経済、社会、環境の三側面において、バランスがとれ統合された形で達成するという基本的な考え方があり、これら三側面は互いに対立するものと考えるのではなく、取組を行うに当たり、関係者が連携や調整を行いながら、その取組内容を検討することができれば、一つの取組で、様々な分野に対して複数の効果をもたらすことが可能です。

例えば、環境配慮型住宅の普及促進は、環境負荷の削減だけでなく、光熱費の削減などの経済的な便益や、屋内環境の改善による居住者の健康改善をもたらすといった複数の効果を創出することが考えられます。

SDGsに取り組むに当たっては、取組もうとするゴールとそれ以外の他のゴールとの関連についても考慮するなど視野を広げることにより、「どちらか」ではなく、「どちらも」を追求することが重要です。

■SDGsの項目間のトレードオフについて

SDGsの推進に当たっては、経済、社会、環境の三側面の統合的な取組や、ゴール間の関連などへの配慮が重要ですが、項目間でトレードオフ（両立し得ない関係性）が生じる場合があります。

有識者や専門家による作成委員会を立ち上げ作成された「SDGsコミュニケーションガイド」（株式会社電通、2018年6月）では、SDGsに取り組む際の留意点について、以下のとおり記載されています。

※SDGsの項目間のトレードオフの理解と複眼的配慮の必要性（参考）

- ・貧困や飢餓、環境問題、経済成長などSDGsの17ゴールは複雑に関連しているため、「貧困撲滅のための開発が自然環境にマイナス影響を与える」などの、課題間の予期せぬトレードオフが生じる場合があります。
- ・SDGsに取り組むにあたっては、さまざまな社会課題を広く概観し、対処する複眼的配慮が欠かせません。（IGES[公益財団法人地球環境戦略研究機関]では、SDGsの項目間のトレードオフを可視化するツールを公開しています。 <https://sdginterlinkages.iges.jp/>）

段階的な対応

SDGsが「持続可能な開発目標」、「経済、社会、環境の統合的向上」等をうたっているため、SDGsに取り組むことに身構えてしまう方も多いかもしれませんが、SDGsのゴールの達成に向けた取組には、例えば、食品ロスの減少や地場産品の活用など、身近な課題が多く含まれています。

そのため、まずは「何かやってみる」ところから始め、いろいろな気づきにつなげ、より深く進めていくといった段階的な対応について、次の手順を参考としてください。

【手順1】日々の活動とSDGsの関連づけ（マッピング）

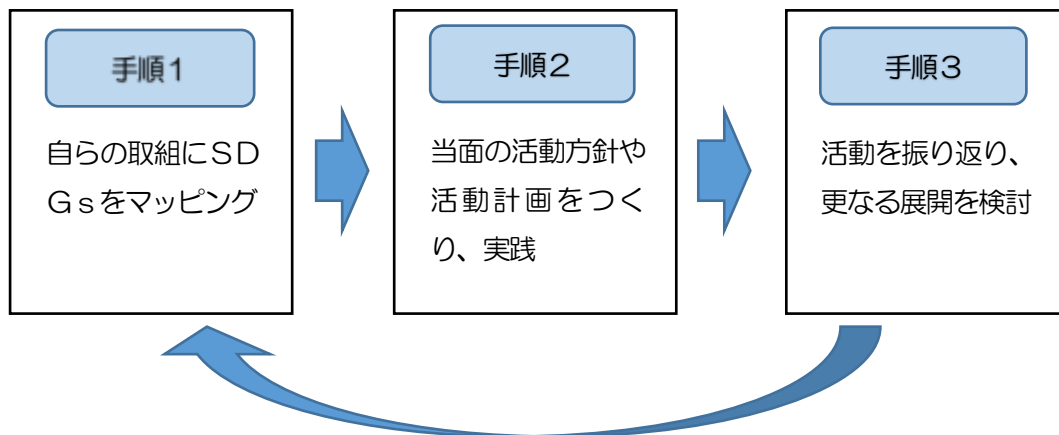
- 各主体の日々の活動が、SDGsの目標とどのように関連しているのか、改めてとらえ直すことで、SDGsにどのような貢献ができるのか、足りないところは何かを見える化するなどして把握しましょう。

【手順2】活動方針にSDGsを組み入れる（活動計画の策定）

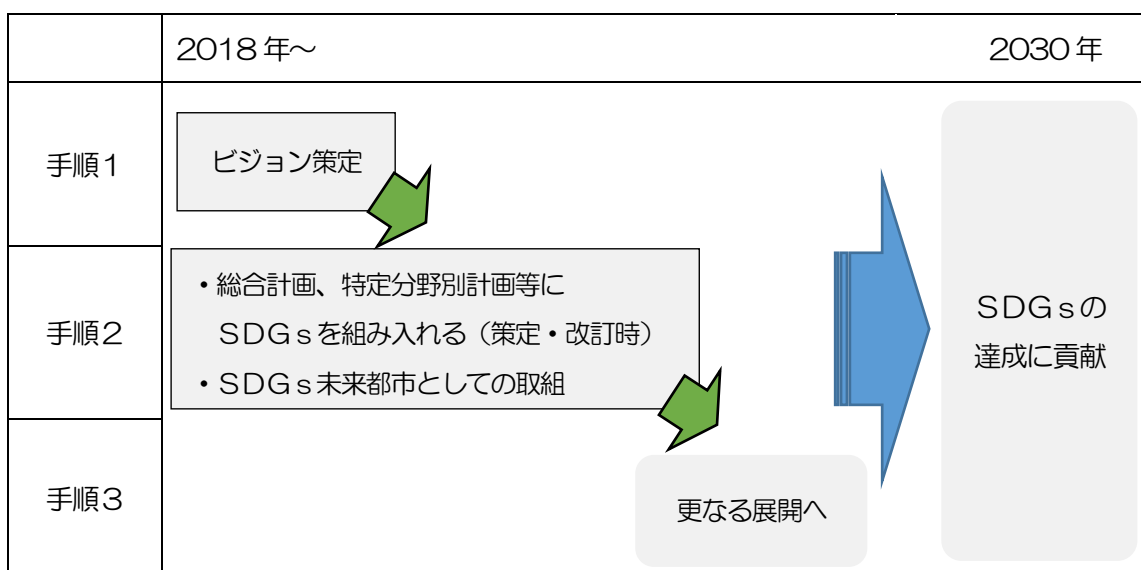
- 手順1で自らの活動とSDGsの関連を見える化した上で、取り組む目的や内容、ゴール、取り組み方などを明らかにし、SDGsの理念などを反映した活動方針や活動計画を策定しましょう。
- 具体的には、例えば企業であれば経営計画に、自治体であれば総合計画や個別計画に、SDGsの要素を落とし込んでいきます。

【手順3】次への展開へ

- 活動計画等に基づいて取り組んだ結果を振り返りながら、SDGsの達成に向けた更なる展開に広げましょう。



(参考) 道の取組状況



※ 2018年10月末現在、23の特定分野別計画にSDGsの要素を反映



2 北海道を取り巻く状況

(1) 北海道の現状・課題

本道においてSDGsを推進するためには、SDGsのゴール等に照らしながら、本道の現状・課題を明らかにし、多様な主体が共有していく必要があります。このため、SDGsのゴール、ターゲットや指標と関連性の高い各種データを用いて、本道の現状や課題を表します。

① 生活・安心

健康・福祉

| | |
|--|--|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール1（貧困）の主な内容></p> <p>あらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させることや、適切な対策を実施し、脆弱層に対し、十分な保護を達成することなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境の整備など、地域全体で子どもを見守り育てる社会づくりや、高齢者、障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりが必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール3（保健）の主な内容></p> <p>非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて減少させることや、薬物やアルコールの乱用防止、たばこの規制の強化、全ての人が質の高い保健医療サービスを受けられることなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>安心して子育てできる社会づくりや将来にわたり安心できる地域医療の確保、道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防が必要となっています。</p> |

<生活保護世帯の状況>

(単位：世帯、人、%)

| 区分 | H20.4月 | H30.4月 (速報値) | |
|--------|---------|--------------|-----------|
| | 全道 | 全道 | 全国 |
| 被保護世帯数 | 94,969 | 123,394 | 1,635,280 |
| 被保護者数 | 138,840 | 161,810 | 2,103,666 |
| 保護率 | 2.48 | 3.03 | 1.66 |

出典：厚生労働省「被保護者調査」

生活保護世帯数は、平成30年4月時点で10年前(平成20年)から増加しています。また、全国と比較すると、保護率も高くなっています。

<ひとり親世帯の状況>

(単位：世帯、%)

| 区分 | H17 | H27 | |
|-----------|--------|--------|---------|
| | 全道 | 全道 | 全国 |
| ひとり親世帯数 | 53,871 | 50,132 | 838,727 |
| 全世帯に占める割合 | 2.26 | 2.06 | 1.57 |

出典：総務省「国勢調査」

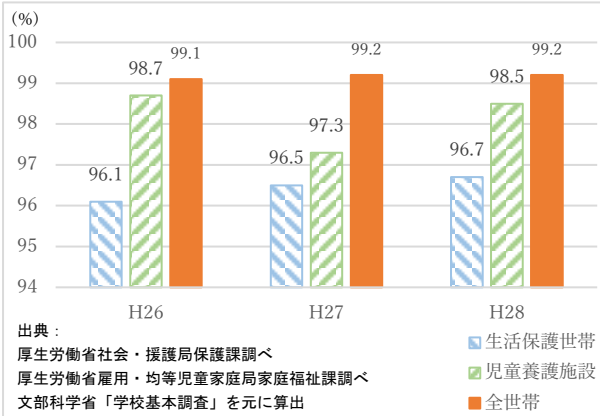
ひとり親世帯数は、平成27年時点で10年前(平成17年)から増加しています。また、全国と比較すると、全世帯に占める割合も高くなっています。

| | 母子世帯 | 全世帯 | 児童のいる世帯 |
|---------|---------|---------|---------|
| 総所得(年間) | 270.1万円 | 545.4万円 | 707.6万円 |

※平成27年1月～12月の1年間の所得

出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

<子どもの高等学校等進学率>



本道の生活保護世帯・児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、全国より高い水準(生活保護世帯：93.3、児童養護施設：97.5%(平成28年度))にありますが、全世帯の子どもの高等学校等進学率と比べると低い水準となっています。

<就学援助※の状況>

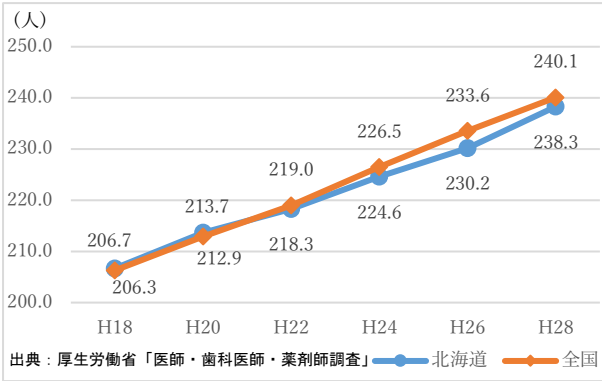
(単位：%)

| 区分 | H27 | |
|----------|-------|-------|
| | 全道 | 全国 |
| 要保護児童生徒 | 3.49 | 1.42 |
| 準要保護児童生徒 | 18.10 | 13.81 |
| 就学援助率 | 21.59 | 15.23 |

出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

就学援助※の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の割合は、全国よりも高くなっています。

＜全道の医療施設に従事する医師数＞ (人口10万人当たり)



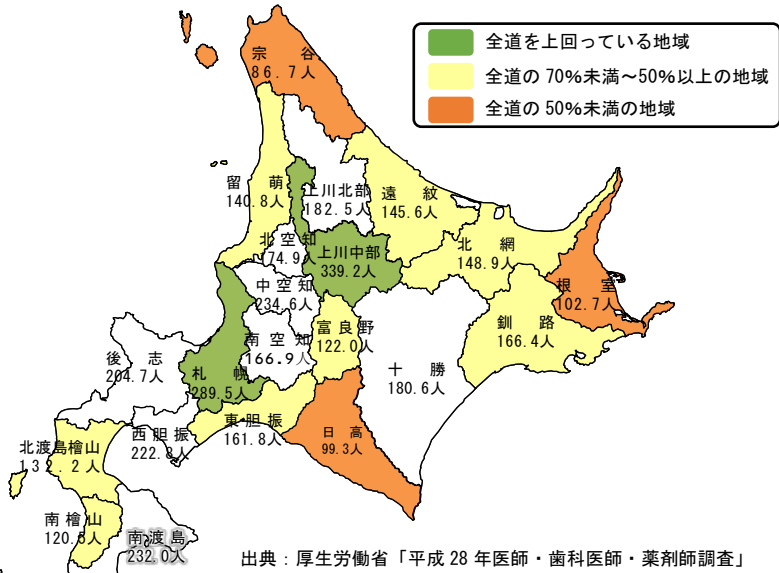
全道の医療施設に従事している医師数（人口10万人当たり）は、全国平均と同水準で推移していますが、二次医療圏別※で見ると、地域偏在が著しくなっています。

＜二次医療圏別医師数＞

(単位：人)

| 区分 | 全国 | 北海道 | | | | |
|-----------|---------|--------------------|-------------------|-----------------|-------------------------|---------------------|
| | | 全道 | 市部 | 町村部 | 最大圏域 | 最小圏域 |
| 医療施設従事医師数 | 304,759 | 12,755 (100.0%) | 11,882 (93.2%) | 873 (6.8%) | 札幌圏 6,853 (53.7%) | 南檜山圏 28 (0.2%) |
| 人口10万対医師数 | 240.1 | 238.3 (100.0%) | 272.6 (114.4%) | 90.1 (37.8%) | 上川中部圏 339.2 (142.3%) | 宗谷圏 86.7 (36.4%) |

| 圏域名 | 人口10万対医師数 | 全道との比較 |
|----------|-----------|--------|
| 1 上川中部 | 339.2 | 142.3% |
| 2 札幌 | 289.5 | 121.5% |
| 3 中空知 | 234.6 | 98.4% |
| 4 南渡島 | 232.0 | 97.4% |
| 5 西胆振 | 222.8 | 93.5% |
| 6 後志 | 204.7 | 85.9% |
| 7 上川北部 | 182.5 | 76.6% |
| 8 十勝 | 180.6 | 75.8% |
| 9 北空知 | 174.9 | 73.4% |
| 10 南空知 | 166.9 | 70.0% |
| 11 釧路 | 166.4 | 69.8% |
| 12 東胆振 | 161.8 | 67.9% |
| 13 北網走 | 148.9 | 62.5% |
| 14 遠紋 | 145.6 | 61.1% |
| 15 留萌 | 140.8 | 59.1% |
| 16 北渡島檜山 | 132.2 | 55.5% |
| 17 富良野 | 122.0 | 51.2% |
| 18 南檜山 | 120.5 | 50.6% |
| 19 根室 | 102.7 | 43.1% |
| 20 日高 | 99.3 | 41.7% |
| 21 宗谷 | 86.7 | 36.4% |
| 全道 | 238.3 | 100.0% |
| 全国 | 240.1 | 100.8% |



＜介護職員の現状と推計＞

(単位：%)

| 区分 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | |
|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 介護職員 | 入職 | 24.8 | 23.8 | 24.1 | 22.2 | 22.6 | 18.8 |
| | 離職 | 19.8 | 18.5 | 18.5 | 20.1 | 20.0 | 17.8 |
| 全職業 | 入職 | 14.8 | 16.3 | 17.3 | 16.3 | 15.8 | 16.0 |
| | 離職 | 14.8 | 15.6 | 15.5 | 15.0 | 15.0 | 14.9 |

出典：介護職員：(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」(北海道分)
 全職業：厚生労働省「雇用動向調査」
 ※都道府県別の数値が未公表のため全国値を参考掲載

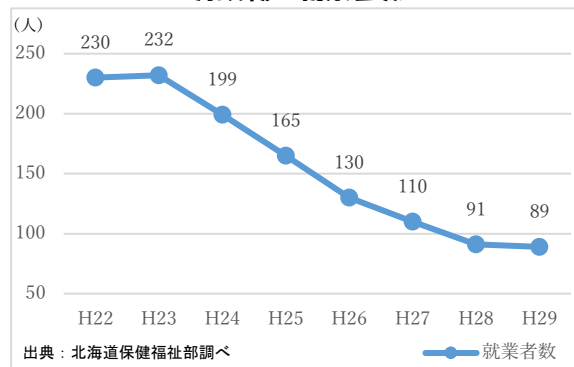
＜職業別有効求人倍率＞

(単位：倍)

| 区分 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|
| ホームヘルパー・ケアワーカー | 1.17 | 1.36 | 1.68 | 1.92 | 2.30 | 2.80 |
| 全職業 | 0.57 | 0.74 | 0.86 | 0.96 | 1.04 | 1.11 |

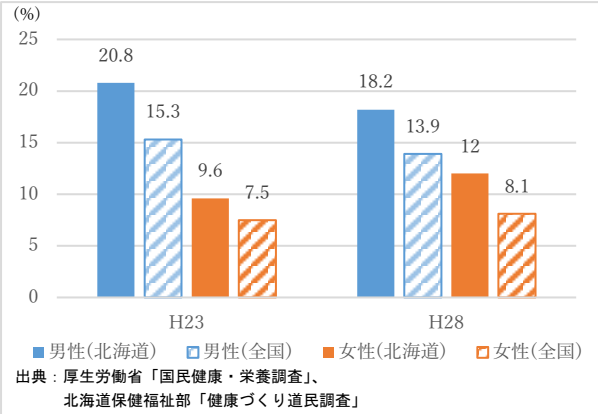
出典：北海道労働局調べ(北海道分)

＜北海道福祉人材センター※の支援による介護職の就業者数＞

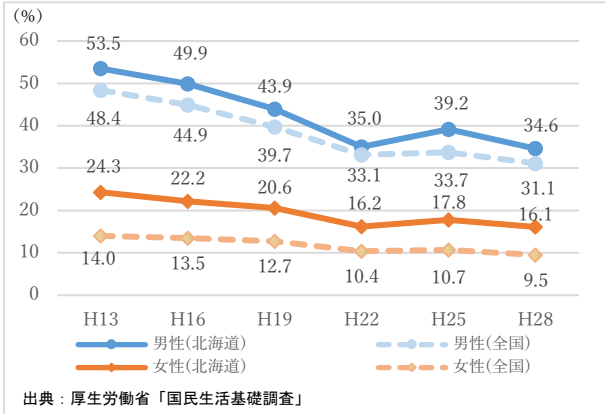


介護職員は、他の職業に比べて入職率、離職率とも高くなっています。また、他の職業と比べて、「ホームヘルパー・ケアワーカー」の有効求人倍率は高くなっています。しかし、北海道福祉人材センター※の支援による介護職の就業者数は年々減少しています。

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 (20歳以上)

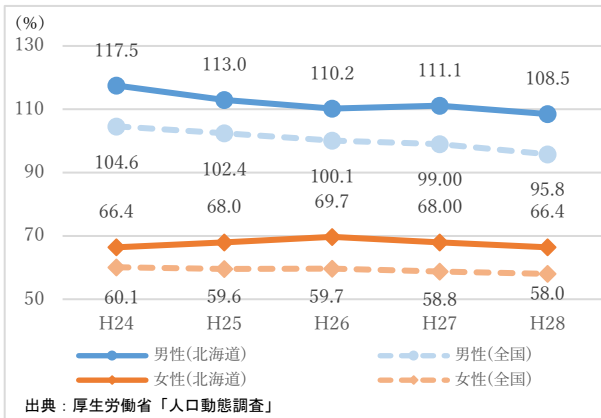


喫煙率

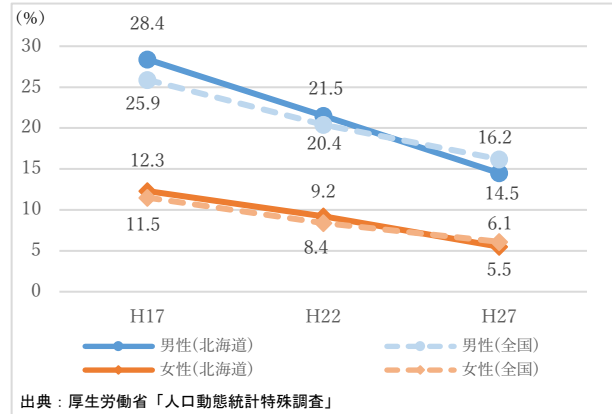


- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、全国平均と比較すると高くなっています。
- 喫煙率は、男女ともに低下傾向にありますが、全国平均と比較すると高くなっています。

75歳未満のがん年齢調整死亡率* (人口10万人あたり)

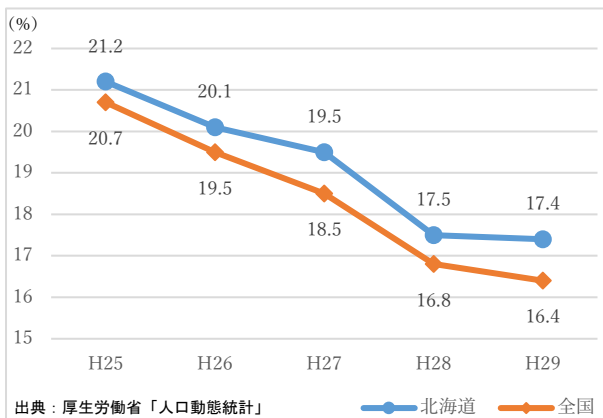


急性心筋梗塞の年齢調整死亡率* (人口10万人あたり)



- 75歳未満のがん年齢調整死亡率*は、男性・女性ともに、全国平均を上回っており、特に肺がんや乳がんの死亡率が全国平均より高くなっています。
- 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率*は、平成17年・平成22年と全国平均を上回っていましたが、平成27年には、男女ともに、全国平均よりも低い水準になっています。

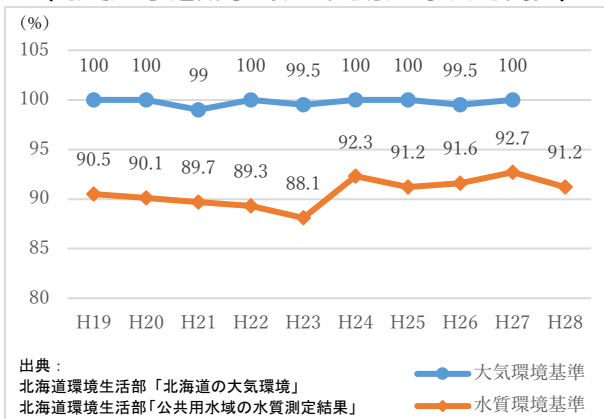
自殺死亡率 (人口10万人対)



本道の自殺死亡率は、全国平均よりも高くなっています。

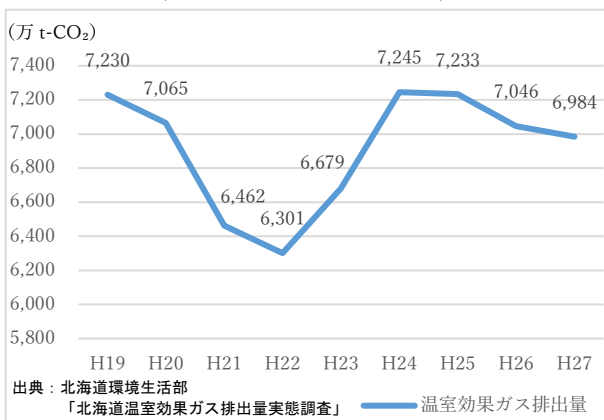
| | |
|--|--|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール6（水と衛生）の主な内容> 汚染の減少や有害な化学物質の放出の最小化、生態系の保全などにより、水質を改善することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 貴重な財産である水資源の保全が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール11（持続可能な都市）の主な内容> 大気の質及び廃棄物の管理に特別な注意を払うことなどにより、都市の環境上の悪影響を軽減することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 大気汚染などについての発生源対策など安全・安心な地域環境の保全が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール12（生産・消費）の主な内容> 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 3R（廃棄物などの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle））の一層の推進や廃棄物の適正処理が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール13（気候変動）の主な内容> 気候変動及びその影響を軽減することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 低炭素型のライフスタイル*やビジネススタイルへの転換を促進するとともに、気候変動による影響への適応策を検討するなど、地球温暖化対策が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール14（海洋資源）の主な内容> 海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 トドやアザラシなどの海獣の適正な管理を行い、生態系や水産業などの被害防止対策が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール15（陸上資源）の主な内容> 森林、湿地、山地をはじめとする陸域生態系などの保全、回復及び持続可能な利用を確保することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 自然公園*や知床世界自然遺産*など重要地域の保全や、鳥獣の保護管理・希少野生動植物の保護・外来種対策など、対象となる生態系や地域の状況に応じた対策が必要となっています。</p> |

<環境基準達成率（大気汚染・水質汚濁）>



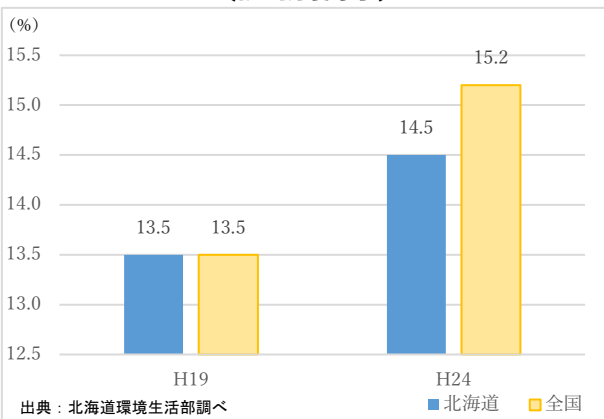
環境基準達成率は、安心して生活できる環境の状態を測る指標であり、大気汚染については、良好な環境を維持しています。水質汚濁については、大雨の影響等により、平成 28 年度は前年度よりも下がっていますが、良好な環境を維持しています。

<温室効果ガス※排出量>



温室効果ガス※排出量は、東日本大震災以降、火力発電の増加などの影響を受け増加傾向にありましたが、電力使用量の減少などにより、近年は減少傾向にあります。

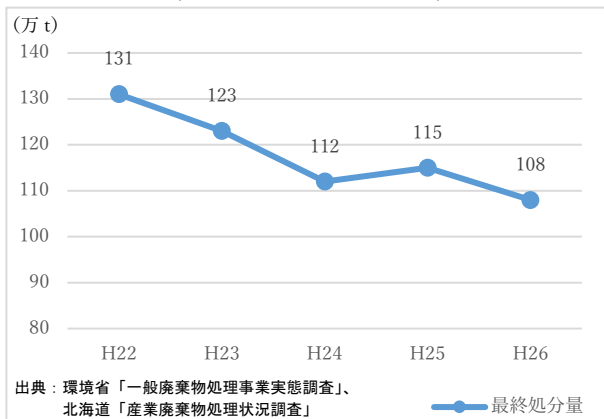
<循環利用率>



循環利用率※は、平成 24 年には全国より低い水準となっています。

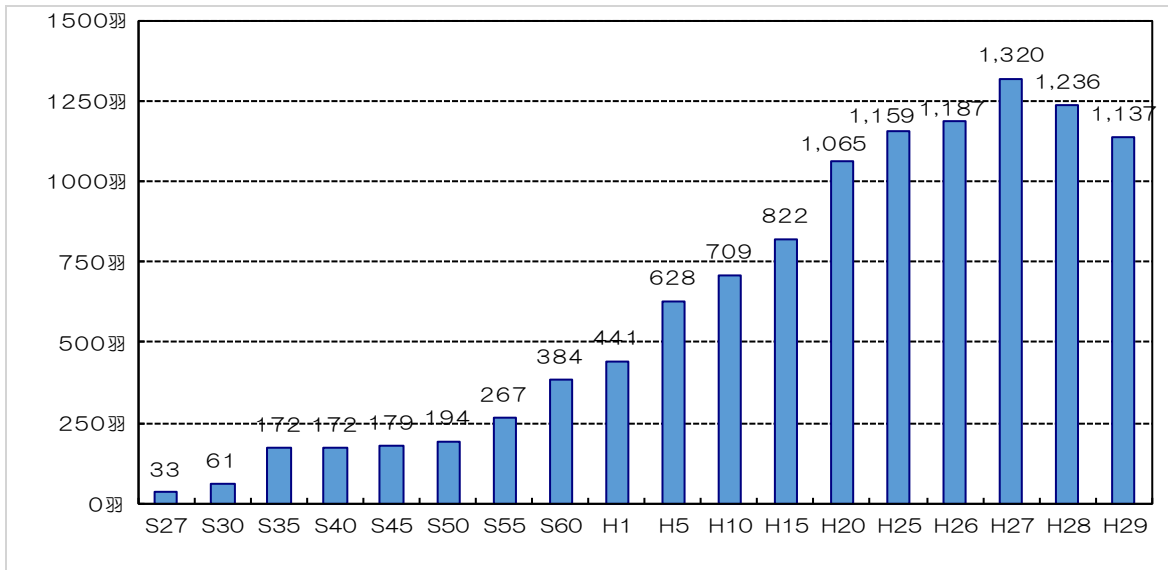
※経済社会に投入される資源の全体量のうち、循環利用量の占める割合

<廃棄物の最終処分量>



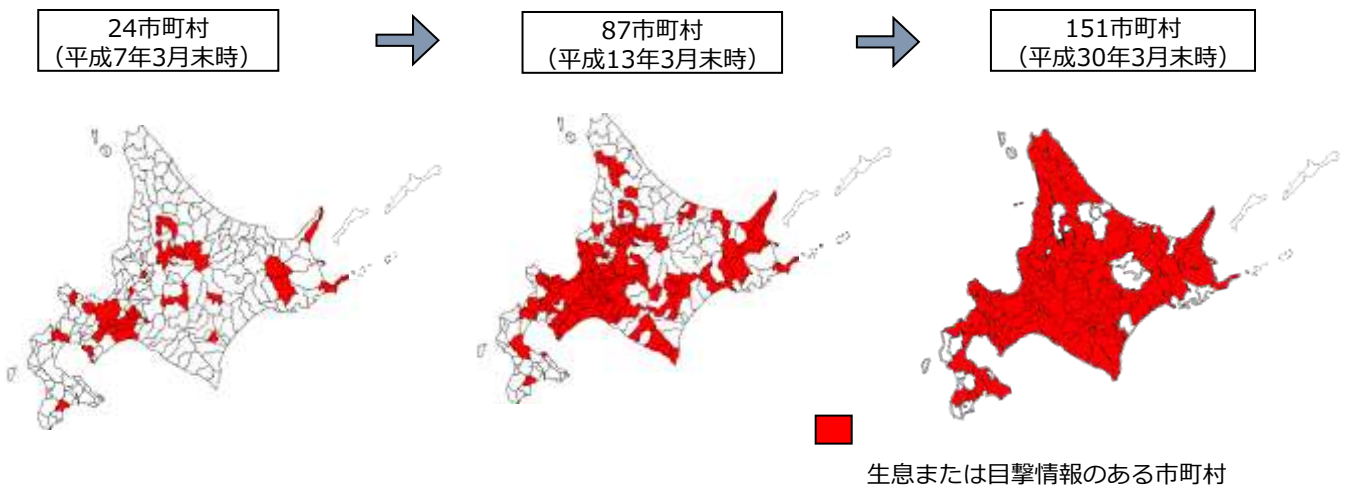
廃棄物の最終処分量は、3Rの一層の推進などにより、年々減少しています。

<タンチョウ越冬分布調査（生息状況一斉調査）による観察数>






国内希少野生動物種*であるタンチョウは、明治中期には絶滅状態にありましたが、地元の献身的な給餌活動や国の保護増殖事業により増加傾向にあり、最近の調査では、千羽を超える数が確認されています。

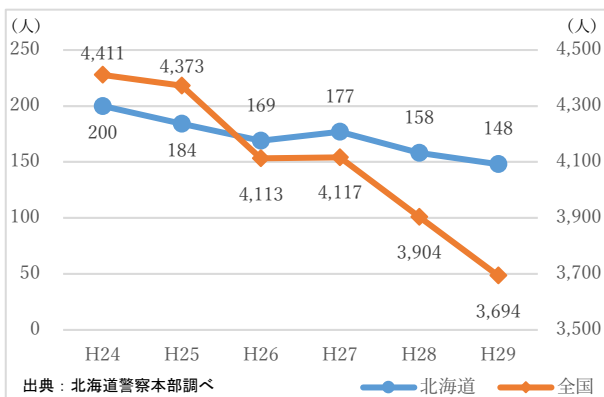
<アライグマ生息・目撃情報の推移>



特定外来生物*であるアライグマは、道内で生息域を拡大し、平成30年3月末現在で、全道151市町村において目撃又は捕獲の報告があります。

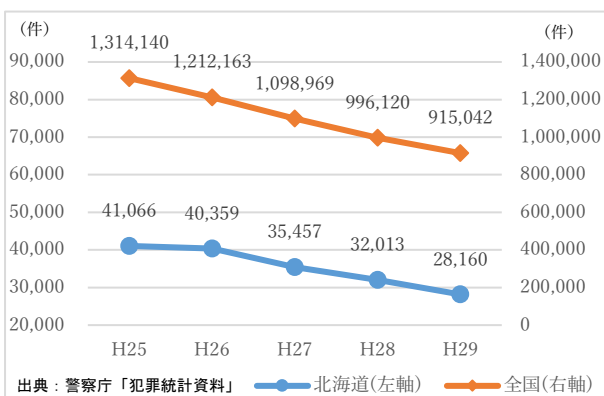
| | |
|--|---|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール3（保健）の主な内容> 交通事故による死傷者を減らすことなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 交通事故死ゼロをめざすため、交通安全対策の推進が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール10（不平等）の主な内容> 差別的な政策や慣行の撤廃などによる不平等の是正などの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 人々が互いに尊重しあう社会づくりが必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール16（平和）の主な内容> 全ての暴力の撲滅や、あらゆる形態の組織犯罪の根絶などの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 犯罪のない安心して暮らせる社会の実現が必要となっています。</p> |

<交通事故死者数>

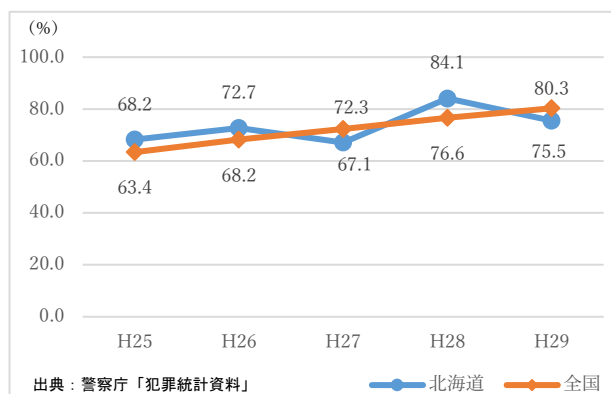


道内の交通事故死者数は、減少傾向にあります。依然として、交通事故により多くの方が亡くなっています。

<刑法犯*認知件数>

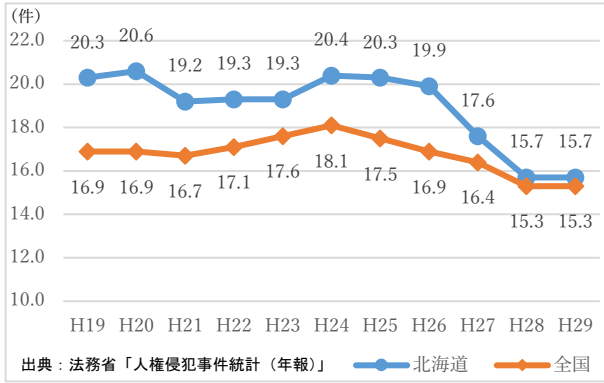


<重要犯罪の検挙率>





刑法犯*の認知件数は、年々減少しており、重要犯罪の検挙率は、全国平均と同水準で推移しており、上昇傾向にあります。

<人権侵犯※事件数（10万人当たり）>

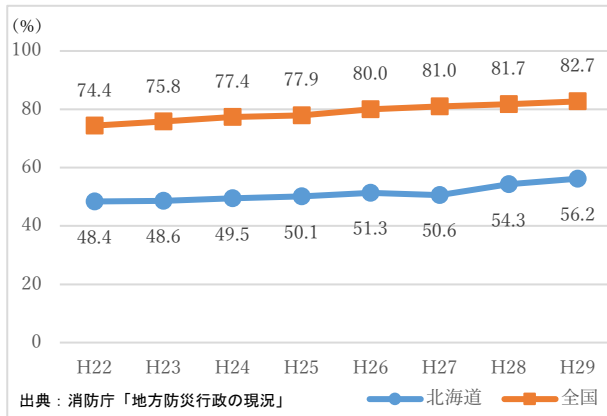


人権侵犯※事件数は、全国平均よりもやや高い水準となっています。

防災

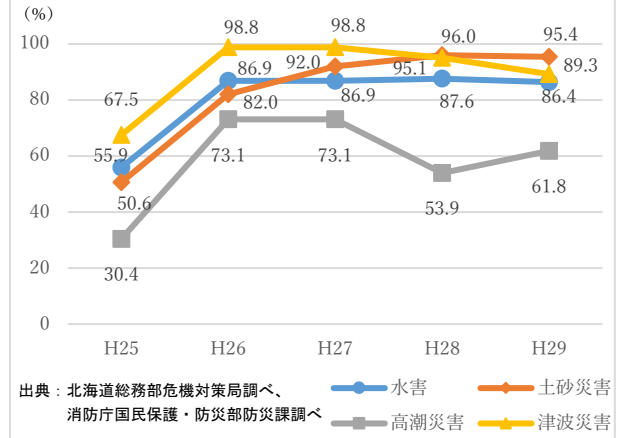
| | |
|--|--|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール11（持続可能な都市）の主な内容> あらゆるレベルでの総合的な災害リスクの管理などの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 近年の大型台風や北海道胆振東部地震の発生などを踏まえ、安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール13（気候変動）の主な内容> 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化することなどの目標が掲げられています。 【本道の現状・課題】 大規模自然災害の発生に備えた地域防災力の向上や災害に強い地域づくりが必要となっています。</p> |

<自主防災組織活動カバー率>



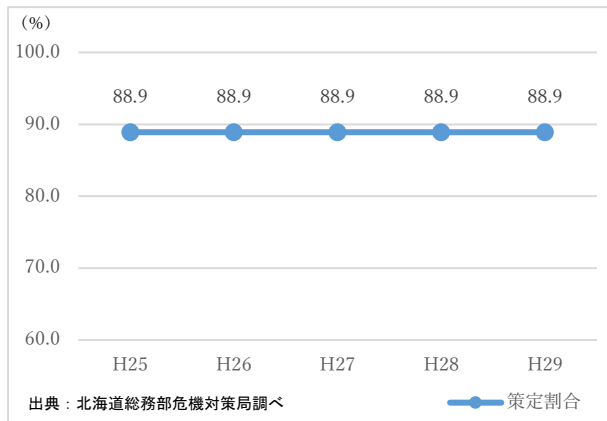
本道の自主防災組織活動カバー率は、増加傾向にあります。全国平均を大きく下回る傾向にあります。

<避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況>

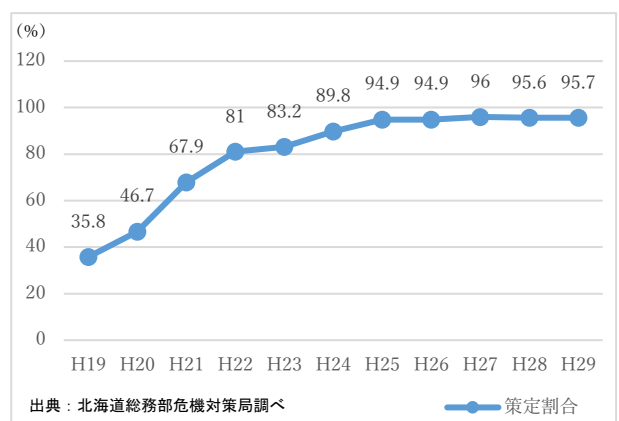


本道の市町村における、避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況は、概ね高い水準にありますが、高潮災害に関しては低い水準となっています。

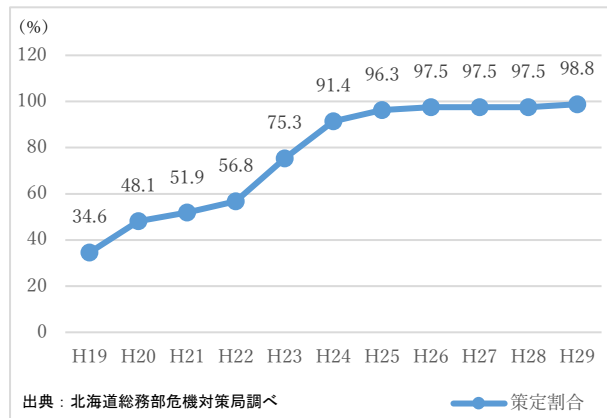
＜常時観測火山（9火山）のハザードマップ*の作成状況＞



＜洪水ハザードマップ*を作成した市町村の割合＞

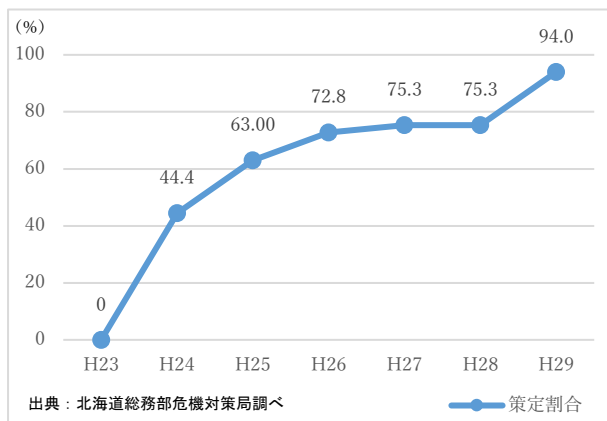


＜津波ハザードマップ*を作成した市町村の割合＞



本道の火山・洪水・津波についてのハザードマップ*の作成は進んでいますが、作成が必要な地域も依然として存在している状況です。




＜津波避難計画を作成した市町村の割合＞



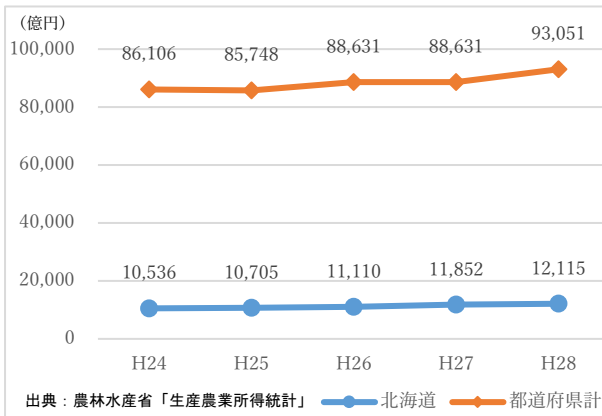
本道の沿岸市町村における津波避難計画の作成は進んでいますが、作成が必要な地域も依然として存在している状況です。

② 経済・産業

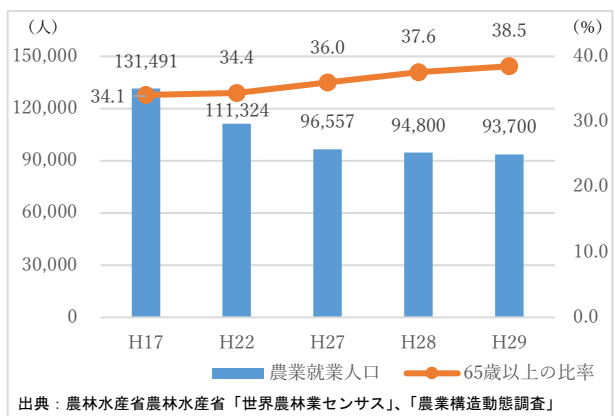
農林水産業

| | |
|---|--|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール2（食料）の主な内容></p> <p>土地、その他の生産資源などへの確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、農家や漁業者など食料生産者の生産性及び所得を倍増させることなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>農林水産業の生産力強化や所得の確保が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール14（海洋資源）の主な内容></p> <p>水産資源の回復や漁業における科学的な管理計画の実施などの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>水産資源の回復・増大や水域環境の保全が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール15（陸上資源）の主な内容></p> <p>森林や山地をはじめとする陸域生態系などの保全、回復及び持続可能な利用を確保することなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>生物多様性*の保全、木材生産など様々な機能を有する森林の整備・保全が必要となっています。</p> |

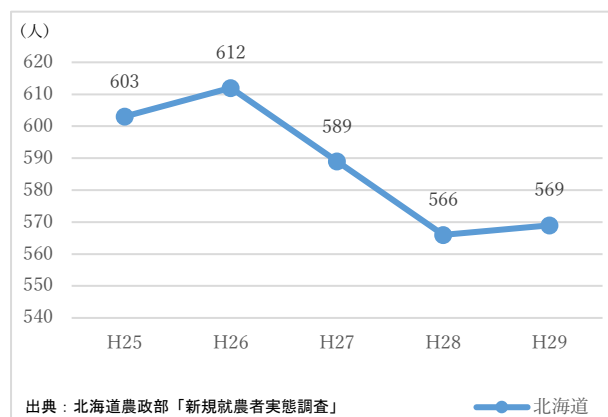
<農業産出額>



<農業就業人口と65歳以上の比率>

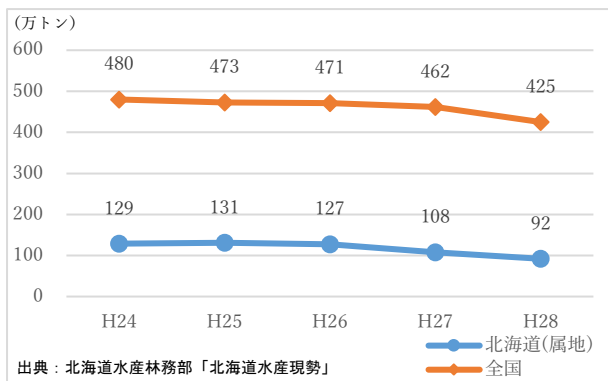


<新規就農者数>

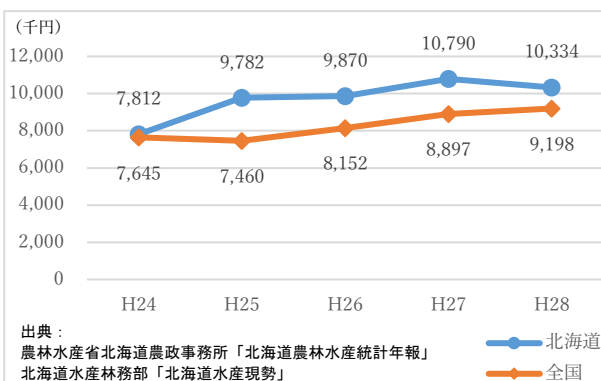


農業産出額は、都道府県の産出額の合計の1割以上を占めており、平成28年は1兆2,115億円と過去最高を更新していますが、農業就業人口は減少傾向にあり、65歳以上の比率は上昇傾向にあります。また、新規就農者数は、近年、600人前後で推移しています。

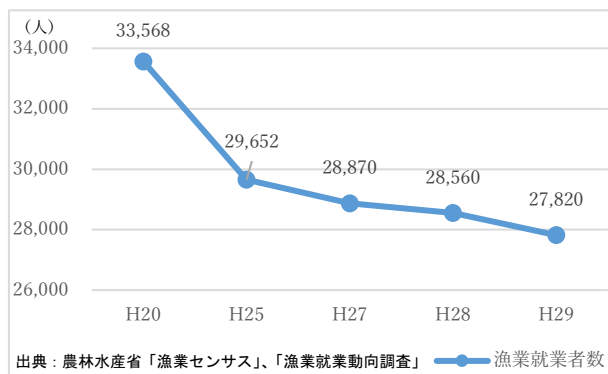
＜漁業生産量＞



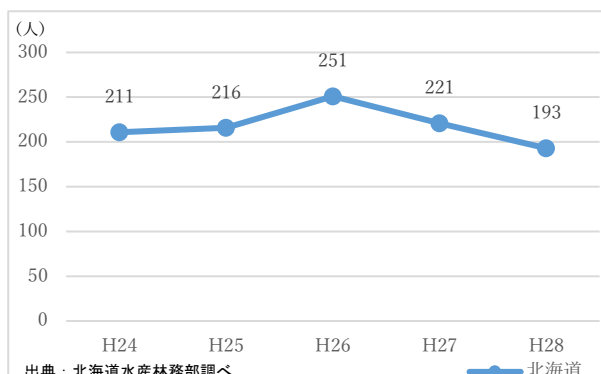
＜漁業生産額（漁業就業者一人当たり）＞



＜漁業就業者数＞

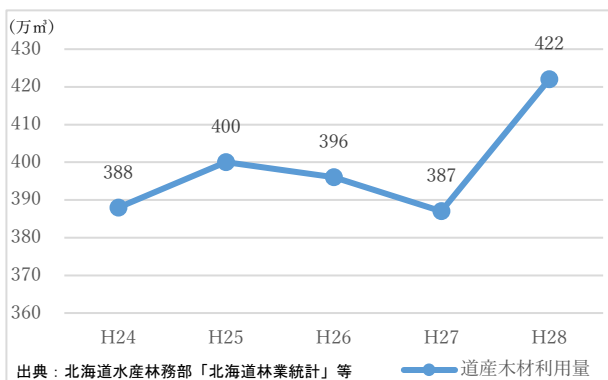


＜新規漁業就業者数＞

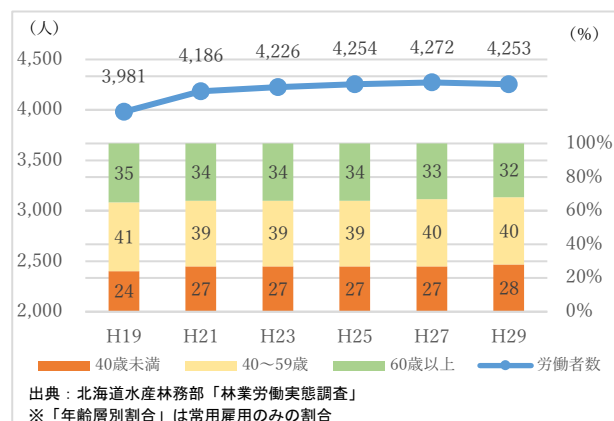


- ・ 漁業生産量は、全国生産量の20%以上を占めていますが、減少傾向にあります。
- ・ 漁業就業者一人当たりの漁業生産額は、全国平均と比べ高い水準となっています。
- ・ 漁業就業者数、新規漁業就業者数ともに、減少傾向にあります。

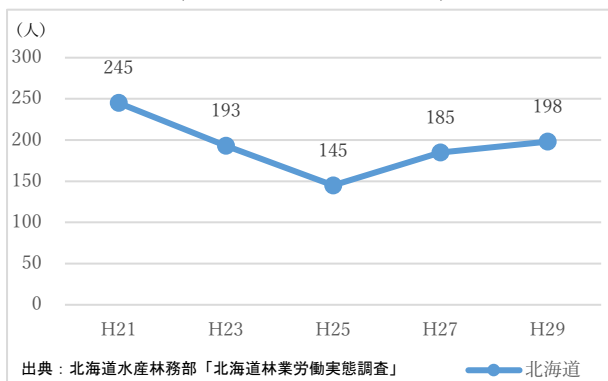
＜道産木材の利用量＞



＜林業労働者と年齢層別割合の推移＞



＜林業の新規参入者数＞



- ・ 道産木材の利用量は、木質バイオマス※エネルギーの利用拡大などにより、平成28年度は前年度より増加しています。
- ・ 林業の労働者数は、概ね横ばいで推移しており、年齢層別に見ると、60歳以上の割合が高い状況です。

地域産業と研究開発

関連するゴール



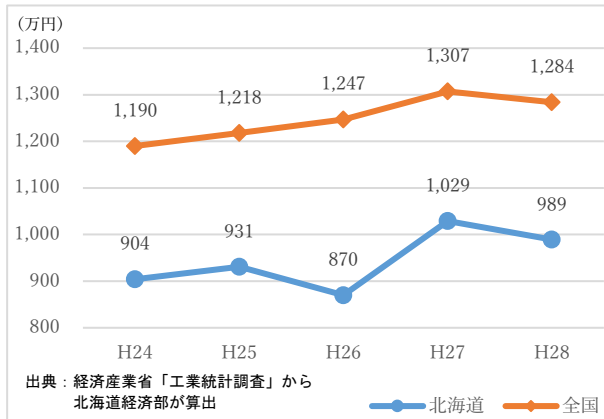
<ゴール9（インフラ、産業化、イノベーション）の主な内容>

持続可能な産業化を促進し、各国の雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させるなどの目標が掲げられています。また、全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させるなどの目標も掲げられています。

【本道の現状・課題】

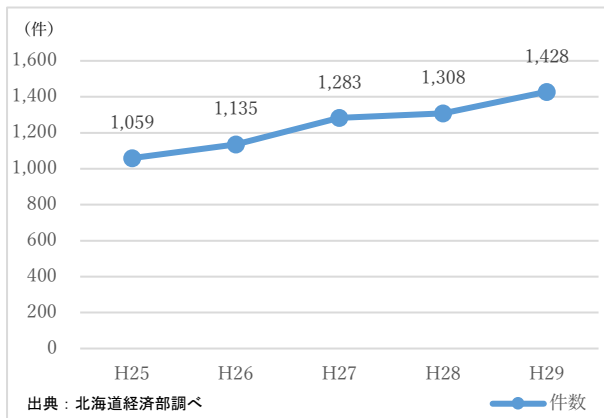
製造業の付加価値生産性*が全国平均を大きく下回っている状況にあり、高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興が必要となっています。また、大学や試験研究機関などによる地域の課題、産業ニーズに対応した研究開発など本道の活性化に役立つ科学技術の振興が必要となっています。

<製造業の付加価値生産性*>



本道の製造業の付加価値生産性*は、全国平均よりも低い水準となっています。

<産学官の共同研究件数>



産学官の共同研究件数は、北海道大学での「北大R&BP構想*」の推進や全道産学官ネットワーク推進協議会*などの取組を行う中、研究成果の移転に向けた取組が進んだことなどにより、増加しています。

中小・小規模企業

関連するゴール



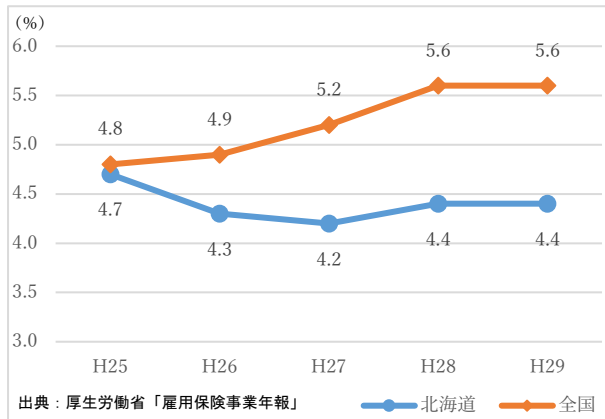
<ゴール8（経済成長と雇用）の主な内容>

生産活動や起業、イノベーションなどを支援する政策の促進や金融サービスへのアクセス改善などにより中小零細企業の設立や成長を奨励することなどの目標が掲げられています。

【本道の現状・課題】

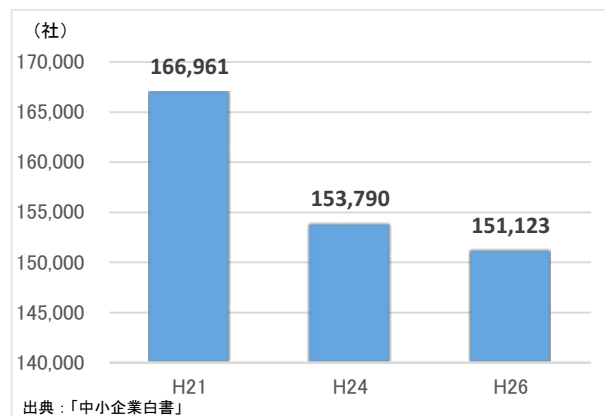
地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興が必要となっています。

<開業率>



起業・創業を支援するサポート整備が進んではいるものの、本道の開業率は、依然として低い状況です。

<道内中小企業数の推移>



中小企業数は、5年間で1.5万社減少しています。

エネルギー

関連するゴール



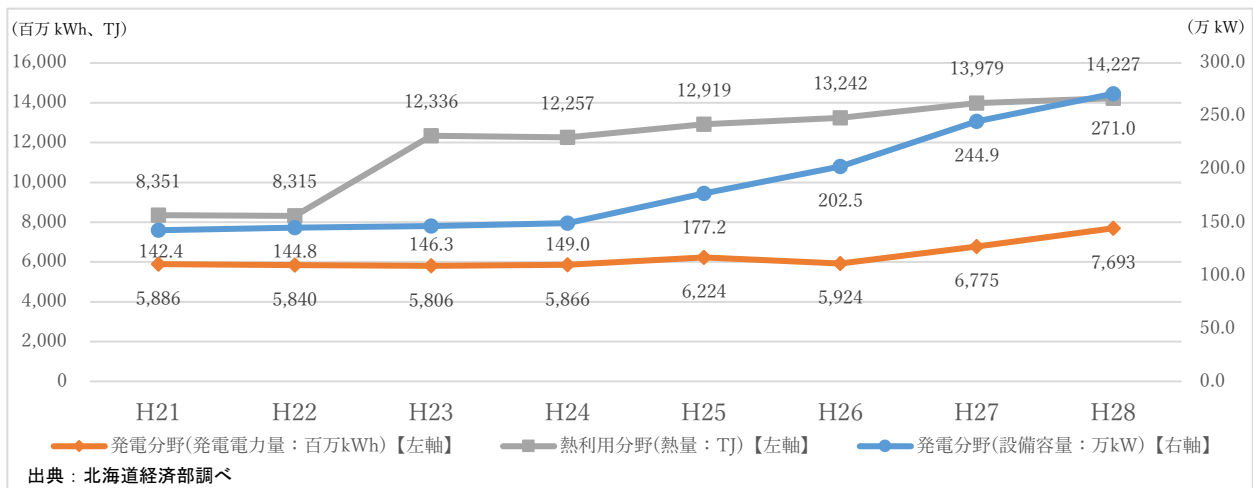
<ゴール7（エネルギー）の主な内容>

世界のエネルギーミックス*における再生可能エネルギー*の割合を大幅に拡大させることなどの目標が掲げられています。

【本道の現状・課題】



多様なエネルギー資源の有効活用を図るため、新エネルギー*の開発及び導入の促進が必要となっています。

<新エネルギー*導入量>

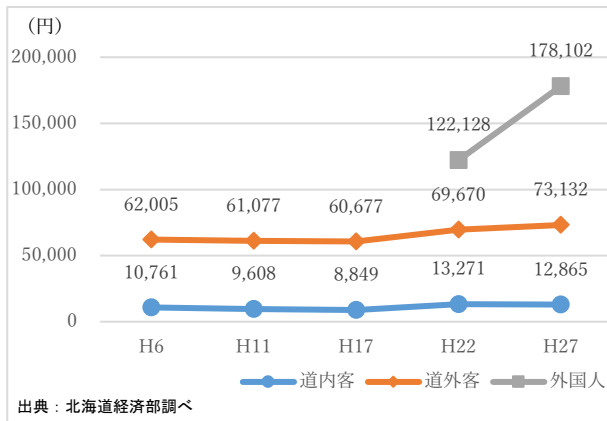


本道の新エネルギー*導入量は、固定価格買取制度*の開始以降、大型の太陽光やバイオマス*の導入が進んでいる一方で、地熱や風力などは今後の導入拡大が期待される状況にあります。

観光

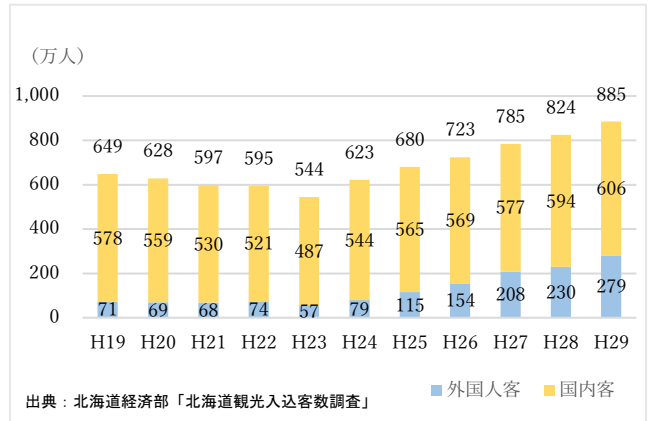
| | |
|--|--|
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール8（経済成長と雇用）の主な内容> 持続可能な観光業を促進することなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】 豊かな自然・文化・歴史を保全するとともに、地域社会と共生する滞在交流型の観光地づくりや国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p>  | <p><ゴール12（持続可能な生産と消費）の主な内容> 持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定することなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】 観光事業者のみならず農林水産業や商工業など地域の多様な関係者の参画により、観光客のニーズ分析を踏まえた地域における戦略の策定が必要となっています。</p> |

<観光消費額（一人当たり）>



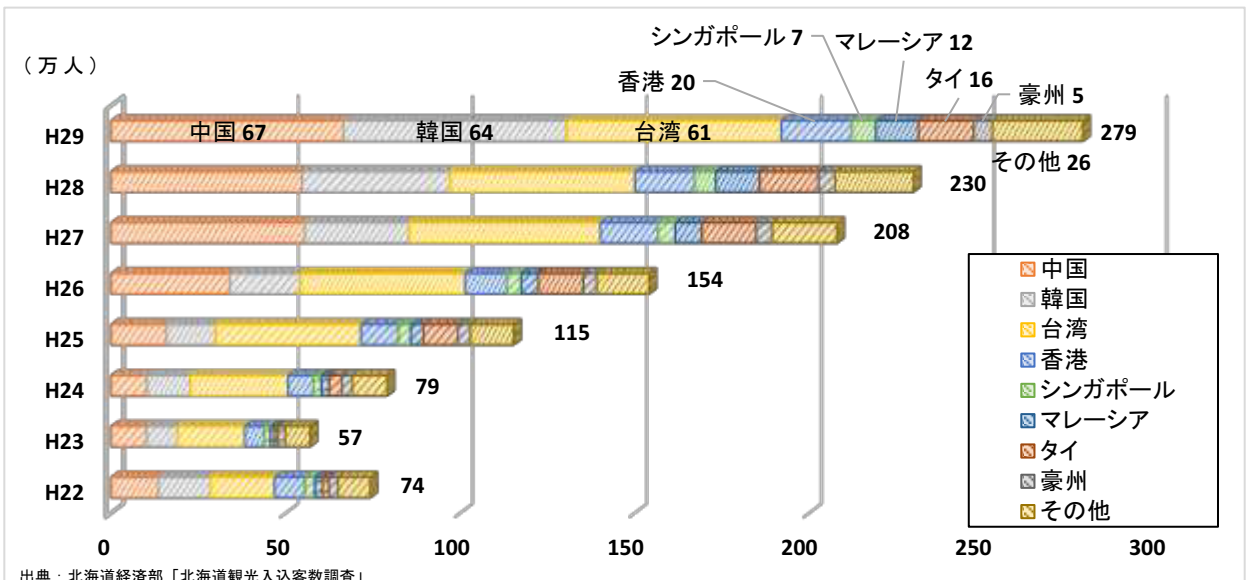
本道の観光客一人当たりの観光消費額は、増加傾向にあり、特に外国人観光客の消費額は、大幅に増加しています。

<道外からの観光入込客数>



本道における道外からの観光入込客数は、増加傾向にあり、特に外国人客が大きく伸びています。国・地域別にみると、中国、台湾が大きな割合を占めており、近年は、韓国が大きく伸びています。

<訪日外国人来道者数（国・地域別内訳）>



雇用

関連するゴール



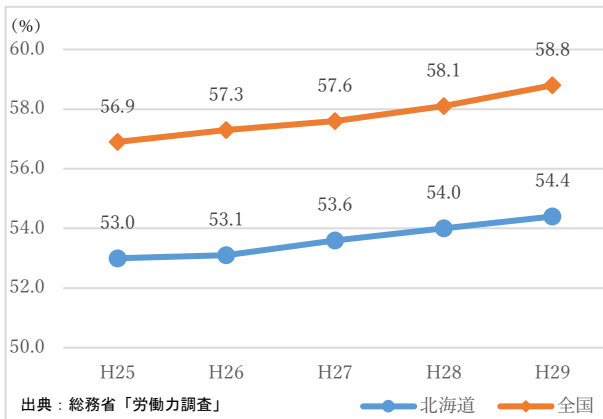
<ゴール8（経済成長と雇用）の主な内容>

全ての人々の、働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成することや、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進することなどの目標が掲げられています。

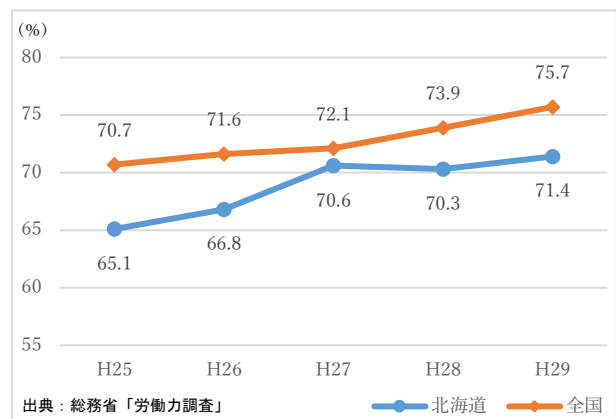
【本道の現状・課題】

良質で安定的な雇用の受け皿づくりや産業人材の育成・確保、多様な働き手の就業支援と就業環境の整備が必要となっています。

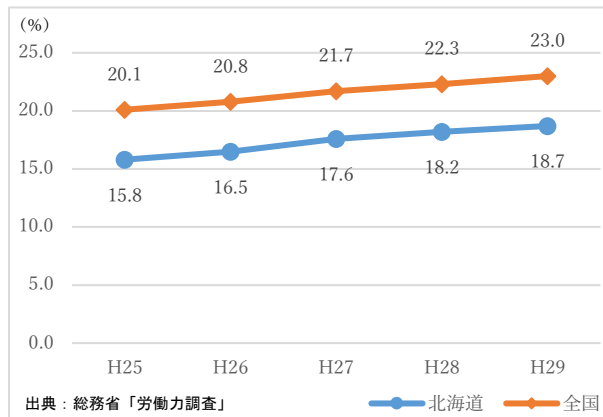
<就業者>



<女性（25～34歳）の就業率>

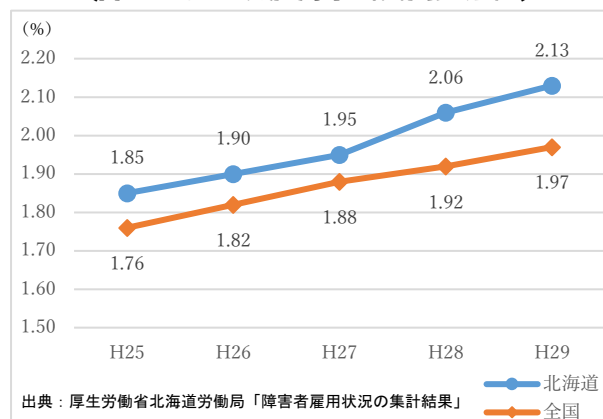


<高齢者（65歳以上）の就業率>



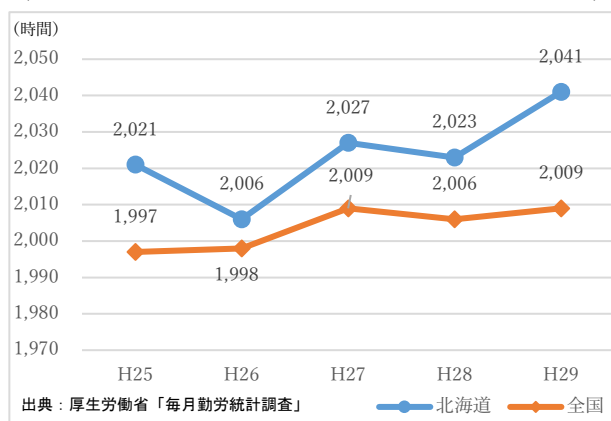
本道の就業率は、全国平均と比べ、低くなっていますが、上昇傾向にあります。また、女性や高齢者の就業率も同様となっています。

<障がい者の実雇用率（民間企業）>



障がい者の実雇用率は、調査時点(H29)での法定雇用率(2.0%)を上回り、上昇傾向にあります。

<年間総労働時間（フルタイム労働者）の推移>



本道における年間総労働時間（フルタイム労働者）は、全国平均よりも長くなっています。

③ 人・地域

地域

関連するゴール

<ゴール11（持続可能な都市）の主な内容>

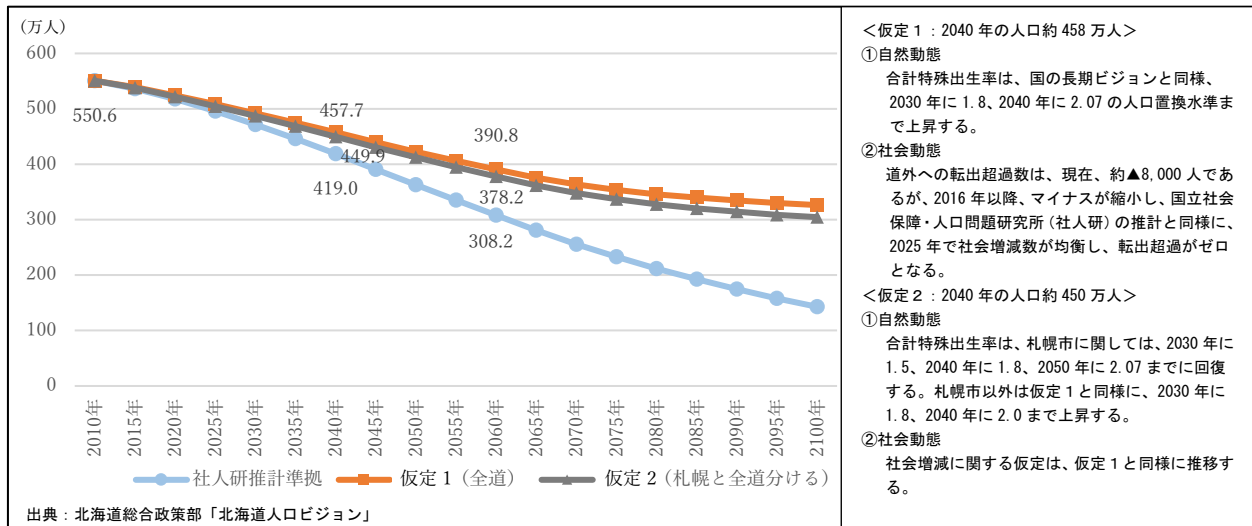
持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化することなどの目標が掲げられています。また、高齢者など脆弱な立場にある人々のニーズに特に配慮し、公共交通機関など安全かつ安価で容易に利用できる持続可能な輸送システムを提供することなどの目標も掲げられています。



【本道の現状・課題】

人口減少が進む中、多様な主体の連携による生活支援や日常生活に必要な生活交通の確保など、地域で互いに支え合うまちづくりや、居住環境の魅力を活かした移住・定住の促進が必要となっています。

<人口の将来展望>



<仮定1：2040年の人口約458万人>

①自然動態
合計特殊出生率は、国の長期ビジョンと同様、2030年に1.8、2040年に2.07の人口置換水準まで上昇する。

②社会動態
道外への転出超過数は、現在、約▲8,000人であるが、2016年以降、マイナスが縮小し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計と同様に、2025年で社会増減数が均衡し、転出超過がゼロとなる。

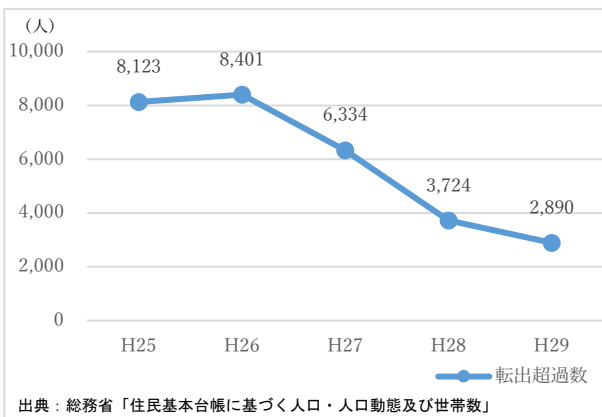
<仮定2：2040年の人口約450万人>

①自然動態
合計特殊出生率は、札幌市に関しては、2030年に1.5、2040年に1.8、2050年に2.07までに回復する。札幌市以外は仮定1と同様に、2030年に1.8、2040年に2.0まで上昇する。

②社会動態
社会増減に関する仮定は、仮定1と同様に推移する。

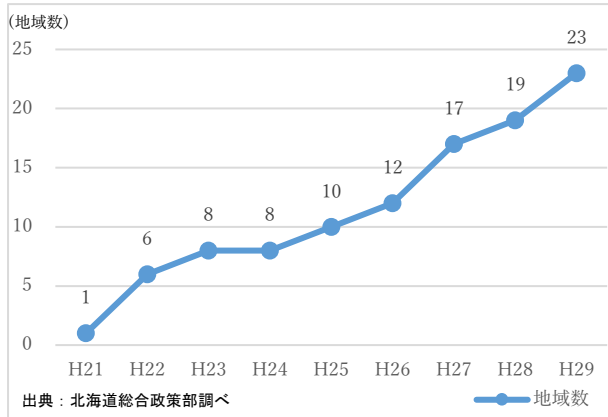
本道の人口は、1997年の約570万人をピークに、全国を上回るスピードで減少が続いており、今後、有効な対策を講じない場合、2040年には約419万人まで減少すると見込まれています。

<本道からの転出超過数>



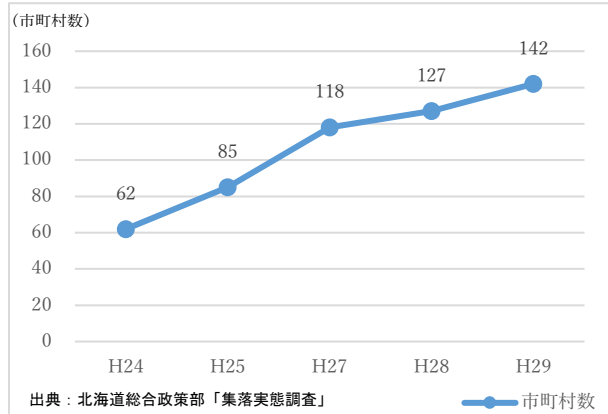
少子高齢化のほか、道外への転出が転入を上回る傾向が続いています。

＜国や道の広域連携制度に取り組む地域数＞



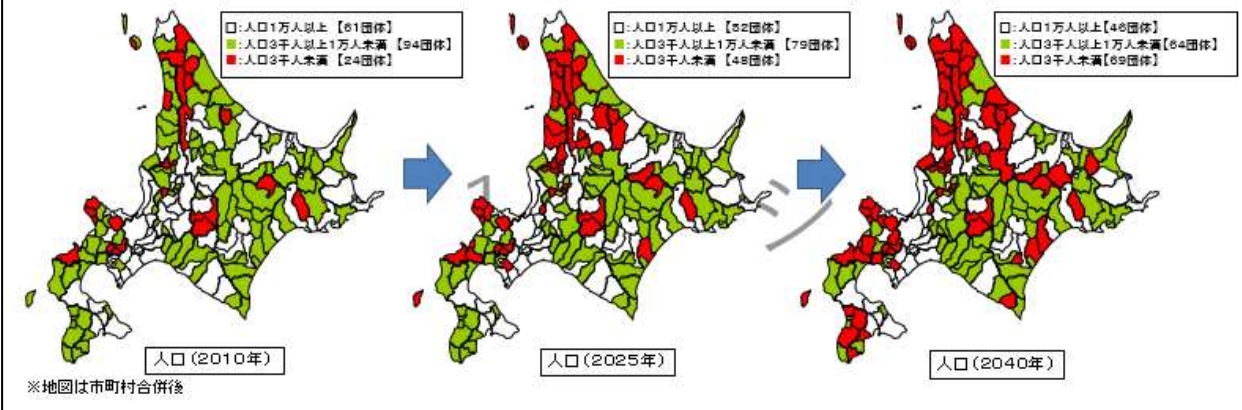
国や道の広域連携制度に取り組む地域数は、年々増加しています。

＜集落対策を実施している市町村数＞





生活交通の確保や買い物支援、地域コミュニティの活性化などの集落対策を実施している市町村の数は、年々増加しています。

道内市町村の人口推移



札幌市以外の市町村の人口は、今後、有効な対策を講じない場合、2040年には247万8千人と、2010年に比べて111万5千人減少するとされ、人口3千人を下回る規模の市町村がさらに増加するとされています。

| | |
|---|--|
| <p>関連するゴール</p> | <p><ゴール4（教育）の主な内容></p> |
|  | <p>すべての子供が無償かつ公正で質の高い教育を受けられるようにすることなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>人口減少社会にあっても地域の教育水準を維持するため、地域の特性や実情等を考慮した教育環境の充実が必要となっています。</p> |
| <p>関連するゴール</p> | <p><ゴール16（平和）の主な内容></p> |
|  | <p>あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させることなどの目標が掲げられています。</p> <p>【本道の現状・課題】</p> <p>家庭・学校・地域社会・関係機関が連携し、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向けた取組を推進することが必要となっています。</p> |

<平均正答率の状況（全国学力・学習状況調査*）>

| 区分 | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|------|-------|-------|------|------|-------|
| 小学生 | 国語A | 96.3 | 98.5 | 97.3 | 97.4 | 98.5 | 99.2 |
| | 国語B | 93.9 | 95.3 | 96.3 | 96.9 | 97.9 | 96.3 |
| | 算数A | 97.0 | 97.1 | 96.1 | 97.0 | 98.3 | 98.0 |
| | 算数B | 92.5 | 94.8 | 94.4 | 94.3 | 94.8 | 94.6 |
| 中学生 | 国語A | 99.5 | 100.0 | 100.0 | 99.3 | 99.1 | 100.7 |
| | 国語B | 98.2 | 97.8 | 99.8 | 97.7 | 99.3 | 100.0 |
| | 数学A | 97.8 | 97.9 | 97.8 | 99.4 | 98.6 | 98.2 |
| | 数学B | 94.2 | 99.3 | 95.4 | 98.2 | 97.5 | 97.7 |

※全国の平均正答率を100とした場合の北海道の各教科の数値
出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

小学校6年生と中学校3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査*」では、一部の教科を除き、全国平均を下回っています。

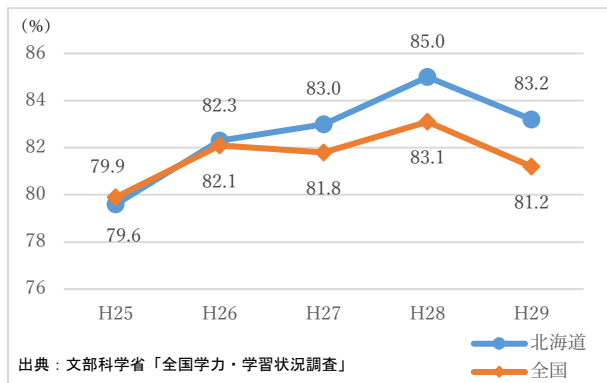
<児童生徒の体力・運動能力の状況>

| 区分 | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 小学生 | 小5男 | 47.9 | 48.5 | 48.7 | 49.0 | 49.3 |
| | 小5女 | 47.1 | 47.7 | 48.1 | 48.3 | 48.6 |
| 中学生 | 中2男 | 47.9 | 47.9 | 48.2 | 48.4 | 48.6 |
| | 中2女 | 45.8 | 45.9 | 46.1 | 46.5 | 46.6 |

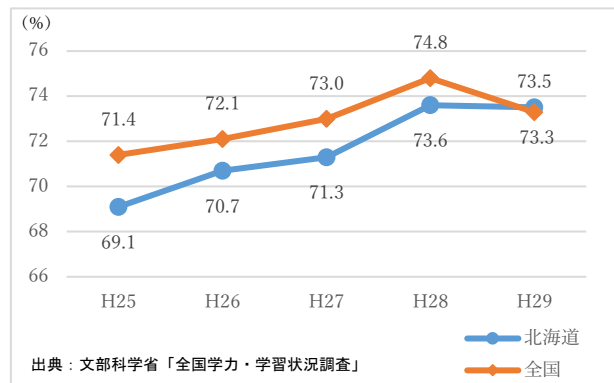
※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点の全国平均値を50とした場合の北海道の値
出典：文部科学省（H25, 26）、スポーツ庁（H27～H29）
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

小学校5年生と中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」の結果における体力合計点は、小・中学校、男女いずれも全国平均を下回っています。

<いじめに対する意識（小学校）>

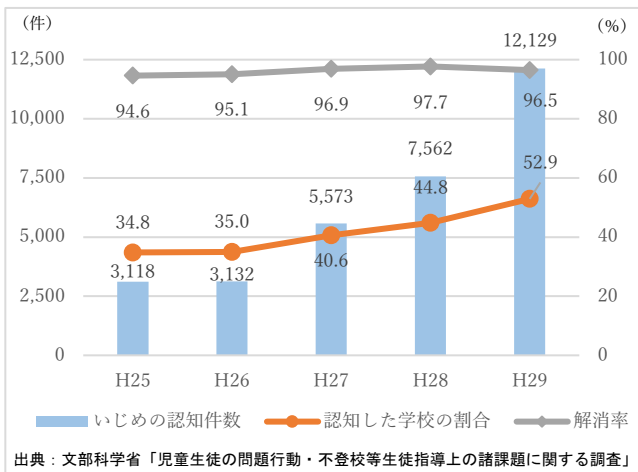


<いじめに対する意識（中学校）>



いじめに対する意識（全国学力・学習状況調査※において、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という問いに対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合）は、小学校において、全国平均よりも高い水準となっていますが、中学校では全国平均よりも低い水準で推移しています。

<いじめの認知件数、認知した学校の割合及び解消率>



いじめの認知件数は、増加傾向にあります。また、いじめを認知している学校の割合は、全国平均の7割程度と比べ、4割程度と低い割合になっています。

男女平等参画・女性の活躍

関連するゴール



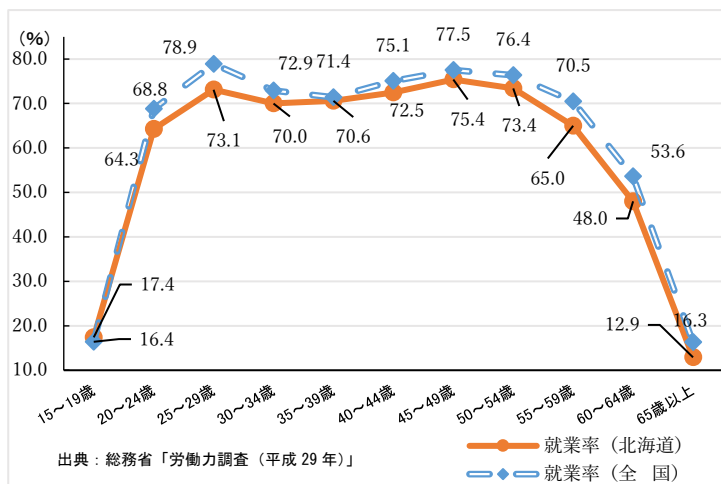
<ゴール5（ジェンダー※）>

すべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別や暴力を撤廃・排除すること、また、世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価することや、政治、経済、公共分野での意思決定における女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保などの目標が掲げられています。

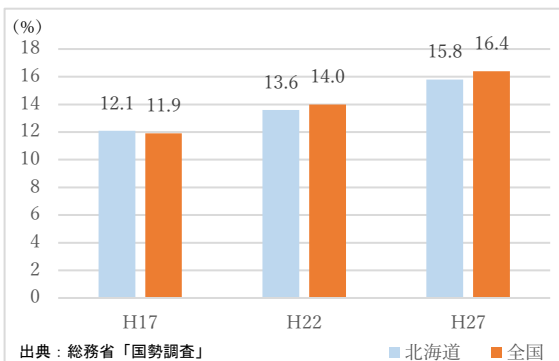
【本道の現状・課題】

配偶者などからの暴力の根絶、また、男女を問わず、育児や介護を行いながら安心して働ける環境づくりが必要となっています。さらに、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性の参画促進が必要となっています。

＜女性の年齢階層別就業率＞

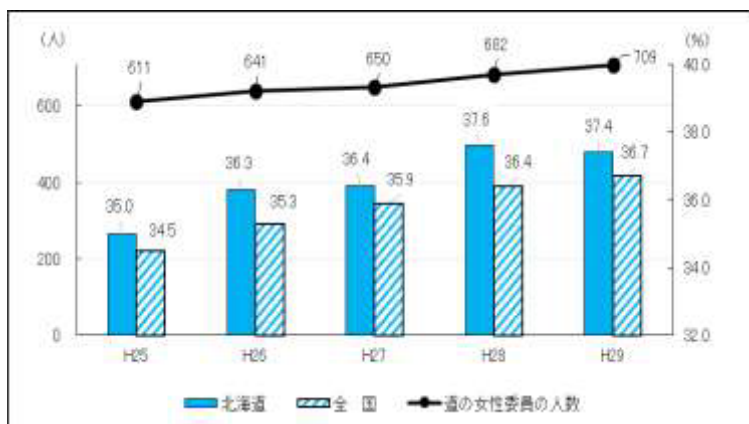


＜企業等の管理的業務従事者における女性の割合＞



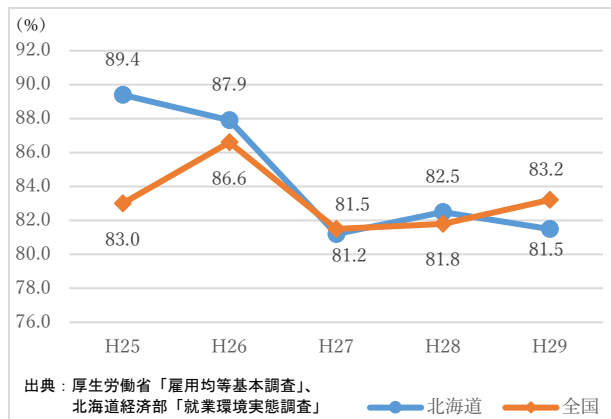
- 女性の就業状況は、全国より低い状況ですが、年齢階級別に見ると、30代を底とするいわゆる「M字カーブ」の谷は浅くなってきています。
- 女性の企業等における管理的業務従事者の割合は、徐々に増加していますが、2割に達しておらず、依然として低い状況にあります。

＜審議会等における女性委員の登用率の推移（北海道、全国）＞

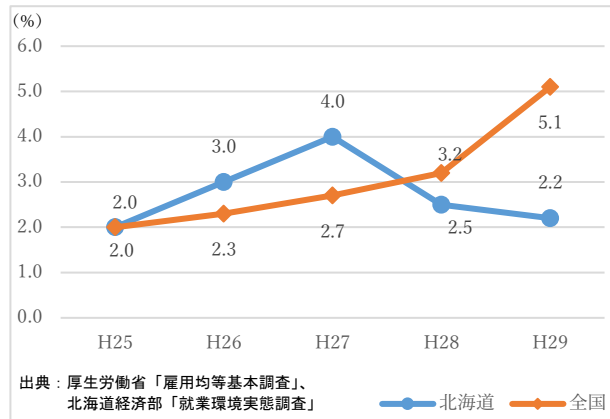


- 審議会等における女性委員の登用率は、増加傾向にありますが、目標の40%には達していないことから、引き続き登用の促進を図る必要があります。

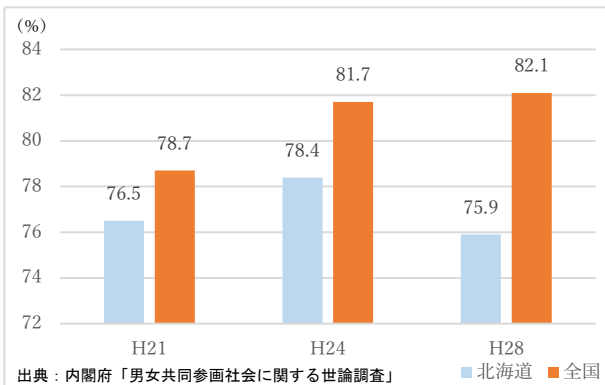
＜育児休業取得率（女性）＞



＜育児休業取得率（男性）＞



＜配偶者等からの暴力（DV）の周知度＞



女性の育児休業取得率は、全国とほぼ同水準となっています。また、男性の育児休業取得率は、平成28（2016）年度以降、全国を下回っています。

「配偶者等からの暴力（DV）」（男女平等参画に関する用語）の周知度は、全国平均より低い水準で推移しています。

文化

関連するゴール

<ゴール11（持続可能な都市）の主な内容>

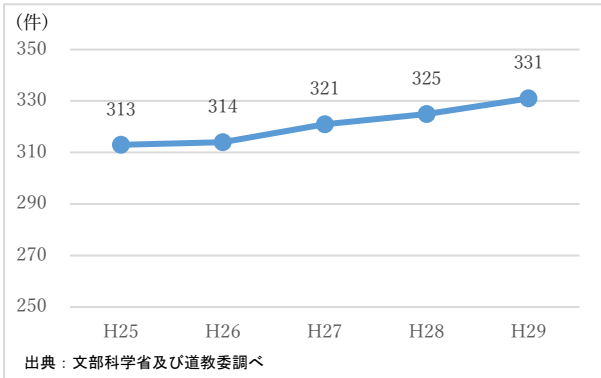


世界の文化遺産の保護・保全の努力を強化することなどの目標が掲げられています。

【本道の現状・課題】

先人から受け継いできた財産の保護・保全に努めるとともに、文化財を活用する取組を進めていく必要があります。

<国及び道が指定する道内の文化財の数>



国及び道が指定する道内の文化財の数は、年々増加しています。

インフラ

関連するゴール

<ゴール9（インフラ、産業化、イノベーション）の主な内容>

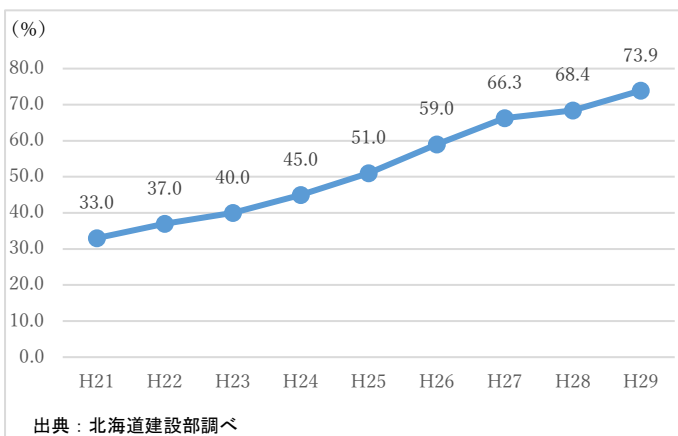


経済発展と福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発することなどの目標が掲げられています。

【本道の現状・課題】

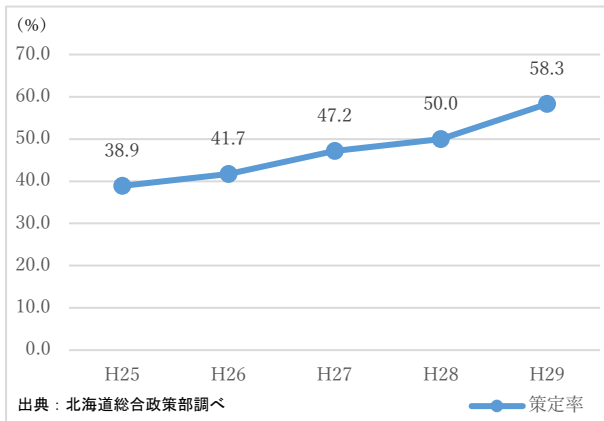
道民の安全な暮らしに必要な建築物の耐震化や既存施設の長寿命化、国内外との人流・物流拡大を一層促進するための鉄道、航空路、航路といった基幹的な交通ネットワークや交通基盤の充実が必要となっています。

<緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率>



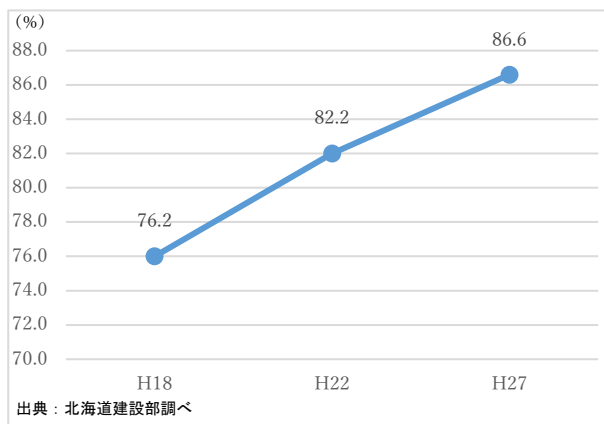
本道の緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率は着実に上がってきていますが、引き続き取組を進めていく必要があります。

<個別施設ごとの長寿命化計画策定率>



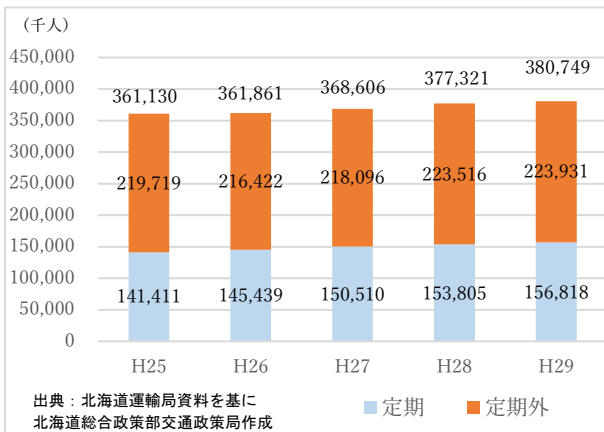
維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図るため、道が管理する交通、上下水道等、公園等、治水、農林水産施設、建物など、個別施設ごとに長寿命化計画の策定を進めていますが、引き続き、取組を進めていく必要があります。

<住宅及び多数利用建築物の耐震化率>



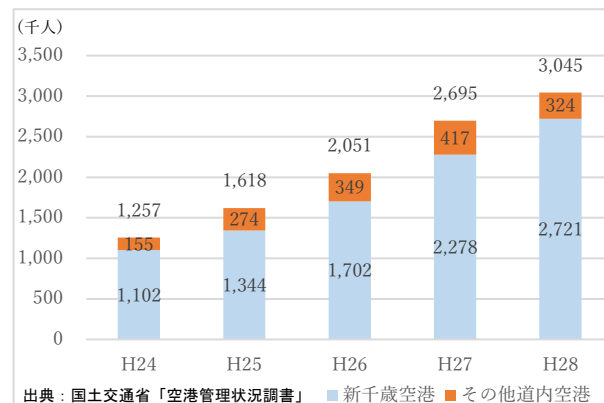
本道の住宅及び多数利用建築物の耐震化率は着実に上がってきていますが、引き続き取組を進めていく必要があります。

<鉄道輸送人員の推移>



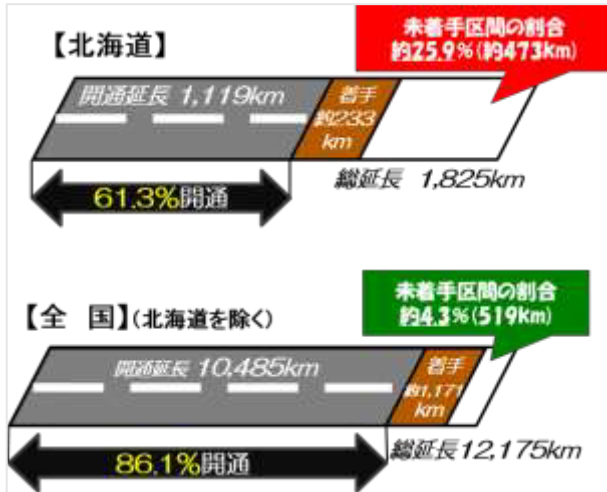
鉄道輸送人員は、北海道新幹線の開業やインバウンド需要等の拡大により増加傾向にあります。

<道内空港の国際線利用者数>



道内空港の国際線利用者数は国際線就航路線数の増加やアジアなどのインバウンド需要の増加により、年々増加しています。

＜高規格道路の開通状況＞



高規格道路の開通の割合は、全国よりも低くなっており、未着手区間の割合も高くなっています。

＜道有施設の老朽化の状況＞

| 主な施設 | 施設数 | 建設後50年を経過する施設の割合 | | | 備考 |
|---------------|-------------------|------------------|------|------|-----------------|
| | | 現在 | 10年後 | 20年後 | |
| 道路橋梁 (2m以上) | 5,292 橋 | 6% | 27% | 51% | |
| 下水道管路等 | 358km | 0% | 0% | 35% | |
| 橋門などの河川管理施設 | 5,223 基 | 1% | 10% | 41% | |
| 治水ダム | 17 基 | 0% | 6% | 41% | |
| 砂防えん堤 | 1,146 基 | 6% | 33% | 55% | |
| 農地防災 (海岸保全施設) | 40 箇所 | 3% | 44% | 53% | |
| 林道橋梁 | 707 橋 | 10% | 62% | 91% | |
| 治山ダム | 24,560 基 | 8% | 34% | 53% | |
| 漁港 | 282 箇所 | 82% | 88% | 97% | |
| 漁港海岸 (堤防・護岸) | 183 箇所 | 18% | 68% | 89% | |
| 庁舎等 | 1,966 棟 80 万㎡ | 4% | 27% | 49% | ※施設数割下段は延べ床面積 |
| 学校施設 | 267 校 247 万㎡ | 1% | 4% | 42% | ※施設の割合は延べ床面積による |
| 道営住宅 | 2,336 棟 190 万㎡ | 1% | 3% | 36% | |

高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化することなどもあり、今後、建設後50年を経過する施設の増加が見込まれています。